

あきた

第 963 号

平成 17 年 8 月 10 日
毎月 10 日 発行

〒010-8560 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
発行所 秋田市役所
編集兼 中 島 修
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町 3 番 50 号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

条 例

- 秋田市水防協議会条例の一部を改正する条例(第35号) …… 2
- 秋田市市税条例の一部を改正する条例(第36号) …… 2
- 秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例(第37号) …… 3
- 秋田市介護保険条例の一部を改正する条例(第38号) …… 4
- 秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例(第39号) …… 4
- 秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例(第40号) …… 4
- 秋田市手数料条例の一部を改正する条例(第41号) …… 5
- 秋田市営住宅条例の一部を改正する条例(第42号) …… 5
- 秋田市立赤れんが郷土館条例の一部を改正する条例(第43号) …… 5
- 秋田市火災予防条例の一部を改正する条例(第44号) …… 6

規 則

- 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則および租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則(第39号) …… 9
- 秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第40号) …… 9

教 委 規 則

- 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則(第3号) …… 9
- 秋田市立赤れんが郷土館管理運営規則の一部を改正する規則(第4号) …… 9

告 示

- 納期限変更告知書の公示送達について(第192号) …… 10
- 交付要求通知書の公示送達について(第193号) …… 10
- 出納員への委任について(第194号) …… 10
- 結核予防法による医療機関の指定について(第195号) …… 10
- 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退について(第196号) …… 10
- 結核予防法による医療機関の指定について(第197号) …… 10
- 秋田市農業委員会総会の招集について(第198号) …… 10
- 身体障害者福祉法による医師の指定について(第199号) …… 11
- 市の功労者について(第200号) …… 11
- 表彰した者の氏名および事績の概要について(第201号) …… 12
- 納税通知書の公示送達について(第202号) …… 13

- 納税通知書の公示送達について(第203号) …… 13
- 現金取扱員への再委任について(第204号) …… 13
- 介護保険料納入通知書および介護保険料督促状の公示送達について(第205号) …… 13
- 放置自転車等の撤去および保管について(第206号) …… 13
- 市税督促状の公示送達について(第207号) …… 14
- 表彰した者の氏名および事績の概要について(第208号) …… 14
- 国民健康保険税督促状の公示送達について(第209号) …… 14
- 生活保護法による医療機関の指定等について(第210号) …… 14
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる施術者の指定について(第211号) …… 14
- 生活保護法による介護機関の指定等について(第212号) …… 15
- 市道路線の廃止について(第213号) …… 15
- 市道路線の変更について(第214号) …… 15
- 市道路線の認定について(第215号) …… 16
- 市道路線の区域決定および供用開始について(第216号) …… 17
- 市道路線の区域決定について(第217号) …… 18
- 市道路線の供用開始について(第218号) …… 18
- 秋田市保戸野地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について(第219号) …… 18
- 町および字の区域ならびにその名称の変更について(第220号) …… 18
- 御所野地区の住居表示実施区域の街区符号および住居番号について(第221号) …… 19

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について(第12号) …… 19

選 管 告 示

- 秋田市農業委員会委員の一般選挙について(第92号) …… 19
- 平成17年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における選挙長およびその職務を代理する者について(第93号) …… 19
- 平成17年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者について(第94号) …… 19
- 平成17年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における投票所について(第95号) …… 24
- 平成17年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における開票事務を選挙会の事務と併せて行うことについて(第96号) …… 24
- 平成17年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における選挙会の場所および日時について(第97号) …… 24
- 平成17年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における期日前投票所について(第98号) …… 25
- 平成17年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙にお

- る期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者について
(第99号)25
- 平成17年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙の投票
所を閉じる時刻について (第100号)26
- 平成17年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙におけ
る投票管理者の変更について (第101号)26
- 平成17年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙におけ
る期日前投票管理者の変更について (第102号)26
- 平成17年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙におけ
る投票管理者の職務を代理する者の変更について (第103号)
.....26
- 平成17年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙におけ
る当選した者の氏名および住所について (第104号)26

農 委 告 示

- 農業委員会の招集について (第 8号)27
- 議事録の縦覧について (第 9号)27
- 会長および会長の職務を代理する者の住所および氏名について
(第10号)27

上下水道局告示

- 指定排水設備工事業者の指定について (第28号)27
- 指定排水設備工事業者の指定について (第29号)27
- 指定給水装置工事業者の指定について (第30号)27

選 挙 長 告 示

- 平成17年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙におけ
る選挙長の事務を行う場所について (第 1号)28
- 平成17年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙におけ
る選挙立会人となるべき者のくじを行う場所および日時につい
て (第 2号)28
- 平成17年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙におけ
る候補者の届出について (第 3号)28
- 平成17年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙におい
て投票を行わないことについて (第 4号)31
- 平成17年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙におい
て投票を行わないことについて (第 4号)31
- 平成17年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙におい
て投票を行わないことについて (第 4号)31

公 告

- 入札参加希望者の公募について.....31
- 都市計画事業の図書の写しの縦覧について.....33
- 都市計画事業の図書の写しの縦覧について.....33
- 土地区画整理事業の施行の認可について.....33
- 大規模小売店舗の新設に関する届出について.....33
- 社団法人全国市有物件災害共済会の平成16年度事業経営状況に
ついて.....33
- 大規模小売店舗法による大規模小売店舗の変更に関する届出の
関係書類の縦覧について.....34
- 大規模小売店舗法による大規模小売店舗の変更に関する届出の
関係書類の縦覧について.....34
- 予防接種を行う医師および場所について.....35
- 土地区画整理事業の施行の認可について.....35
- 公売公告.....35

- 公売公告.....36
- 入札参加希望者の公募について.....36
- 秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業の事業計
画の変更について.....37
- 秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業の事業計
画において定める施行地区等の図書の写しの縦覧について.....38
- 農用地利用集積計画の策定について.....38
- 放置自転車等の撤去および保管について.....38
- 大規模小売店舗法による大規模小売店舗の変更に関する届出の
関係書類の縦覧について.....38
- 見積価額公告.....39
- 見積価額公告.....39

上下水道局公告

- 入札参加希望者の公募について.....39
- 入札参加希望者の公募について.....40

条 例

秋田市水防協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成17年 7月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第35号

秋田市水防協議会条例の一部を改正する条例

秋田市水防協議会条例（昭和34年秋田市条例第25号）の一部を
次のように改正する。

第 1条中「第26条第 1項」を「第33条第 1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第36号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のよ
うに改正する。

第17条第 1項第 2号中「、年齢65歳以上の者」を削る。

第29条の 2第 1項ただし書中「第 3項」を「第 4項」に改め、
同条第 2項中「同条第 3項」を「同条第 4項」に改める。

附則第22条第 1項中「、次項および第 3項ならびに次条第 1項」
を「および次項ならびに附則第22条の 3」に、「第 5項第 1号」
を「第 4項第 1号」に改め、同条中第 2項を削り、第 3項を第 2
項とし、第 4項を第 3項とし、同条第 5項第 2号中「附則第22条
第 4項」を「附則第22条第 3項」に改め、同項を同条第 4項とす
る。

附則第22条の 4を削る。

附則第22条の 3中「附則第35条の 2の 3第 1項」を「附則第35
条の 2の 4第 1項」に改め、同条を附則第22条の 4とする。

附則第22条の 2第 1項中「前条第 1項」を「附則第22条第 1項」
に、「附則第18条の 2第 2項から第 4項まで」を「附則第18条の
3第 1項から第 3項まで」に、「同条第 5項第 1号」を「同条第
4項第 1号」に改め、同条第 2項を削り、同条を附則第22条の 3
とする。

附則第22条の次に次の1条を加える。

(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第22条の2 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項および次項において「特定管理株式」という。)が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第1項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条および前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

2 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座(その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座)に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡(これに類するものとして令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項、次条および附則第22条の4において同じ。)をした場合には、令附則第18条の2第3項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 第1項の規定は、令附則第18条の2第4項で定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第29条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

附則第22条の5第2項中「第4項」を「第3項」に、「附則第22条の2の」を「附則第22条の3の」に、「附則第22条の2第1項」を「附則第22条の3」に改める。

附則第23条第2項中「第9項」を「第8項」に改め、同条第4項中「第4項」を「第3項」に、「附則第22条の2の」を「附則第22条の3の」に、「附則第22条の2第1項」を「附則第22条の3」に改め、同条第8項を削り、同条第9項中「第7項」を「前項」に改め、同項を同条第8項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。
(市民税に関する経過措置)
- 2 改正後の秋田市市税条例(以下「新条例」という。)第17条第1項第2号の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成17年度分までの個人の市民税については、附則第8項に定めるものを除き、なお従前の例による。
- 3 平成18年度分の個人の市民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。))の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る新条例第24条第1項第1

号の規定の適用については、同号中「3,000円」とあるのは、「1,000円」とする。

- 4 平成18年度分の個人の市民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者の所得割(新条例第17条第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。)については、新条例の規定中所得割に関する部分(新条例第27条の7第1項を除く。)を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の2に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第27条の7第1項の規定の適用については、同項中「第27条の3、第27条の4および前条」とあるのは、「秋田市市税条例の一部を改正する条例(平成17年秋田市条例第36号)附則第4項」とする。
- 5 平成19年度分の個人の市民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(新法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係る新条例第24条第1項第1号の規定の適用については、同号中「3,000円」とあるのは、「2,000円」とする。
- 6 平成19年度分の個人の市民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が125万円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者の所得割(新条例第17条第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。)については、新条例の規定中所得割に関する部分(新条例第27条の7第1項を除く。)を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。この場合における新条例第27条の7第1項の規定の適用については、同項中「第27条の3、第27条の4および前条」とあるのは、「秋田市市税条例の一部を改正する条例(平成17年秋田市条例第36号)附則第6項」とする。
- 7 新条例附則第22条の2の規定は、平成17年4月1日以後に同条第1項に規定する事実が発生する場合について適用する。
- 8 新条例附則第23条(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)第5条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「新租税特別措置法」という。))第37条の13第1項第1号に定める特定株式に関する部分に限る。)の規定は、所得割の納税義務者が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成17年法律第30号)の施行の日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用し、所得割の納税義務者が同日前に払込みにより取得をした同号に定める特定株式については、なお従前の例による。
- 9 新条例附則第23条(新租税特別措置法第37条の13第1項第4号に定める特定株式に係る部分に限る。)の規定は、所得割の納税義務者が平成17年4月1日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用する。

秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年7月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第37号

秋田市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例
秋田市コミュニティセンター条例(昭和54年秋田市条例第17号)

の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

秋田市保戸野地区コミュニティセンター	秋田市保戸野中町 6 番12号
--------------------	-----------------

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成17年 8月 1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の日前になされた秋田市保戸野地区コミュニティセンターの管理に関する業務を行わせるものを指定する手続は、改正後の秋田市コミュニティセンター条例の規定によりなされたものとみなす。

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成17年 7月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第38号

秋田市介護保険条例の一部を改正する条例

秋田市介護保険条例（平成12年秋田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第13条第 1 項ただし書中「第 3 項」を「第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、平成18年 1月 1日から施行する。

秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第39号

秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

秋田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成 8 年秋田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第 5 号中「能力」を「行為能力」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第40号

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

秋田市建築基準法関係手数料条例（平成12年秋田市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 第 1 項の規定にかかわらず、法第86条の 8 第 1 項又は第 3 項の規定に基づく認定を受けて工事を行う場合の確認申請手数料の額は、第 1 項に規定する手数料の金額の 2 分の 1 の額とする。
- 第 3 条第 1 項第 1 号中「(小荷物専用昇降機については、4,000 円)」を削り、同項第 2 号中「(小荷物専用昇降機については、3,000円)」を削る。

第 5 条第 1 項中「(小荷物専用昇降機については、8,000円)」

を削る。

第 7 条第 1 項中「第 2 条第 1 項および」の次に「第 3 項ならびに」を加える。

別表第 9 号中「第52条第 9 項、第10項又は第13項」を「第52条第10項、第11項又は第14項」に改め、同表第12号中「第57条の 2 第 3 項」を「第57条の 5 第 3 項」に、「の許可の」を「に関する特例の許可の」に、「許可申請手数料」を「特例許可申請手数料」に改め、同表第14号中「高さの」を「高さに関する制限の適用除外に係る」に改め、同表第15号中「の許可」を「に関する特例の許可」に改め、同表第38号中「の制限」を削り、同号を同表第44号とし、同表中第37号を第43号とし、第36号を第41号とし、同号の次に次のように加える。

④ 法第86条の 8 第 1 項の規定に基づく既存の 1 の建築物について行う 2 以上の工事の全体計画又は同条第 3 項の規定に基づく当該全体計画の変更の認定の申請に対する審査	既存の 1 の建築物について行う 2 以上の工事の全体計画又は当該全体計画の変更の認定申請手数料	第 2 条第 1 項の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額
---	--	--

別表第35号中「複数建築物」を「1 の敷地とみなすこと等」に改め、同号を同表第40号とし、同表第34号中「同一敷地内許可建築物」を「一敷地内許可建築物」に改め、同号を同表第39号とし、同表第33号中「同一敷地内認定建築物」を「一敷地内認定建築物」に、「容積率又は各部分の高さ」を「各部分の高さ又は容積率」に改め、同号を同表第38号とし、同表第32号中「同一敷地内認定建築物」を「一敷地内認定建築物」に改め、同号を同表第37号とし、同表第31号中「容積率又は各部分の高さ」を「各部分の高さ又は容積率」に改め、同号を同表第36号とし、同表第30号中「複数建築物の容積率又は各部分の高さ」を「1 又は 2 以上の建築物の各部分の高さ又は容積率」に、「総合的設計による一団地の建築物の容積率又は各部分の高さ」を「面積が一定規模以上である一団地の建築物の各部分の高さ又は容積率」に、「2 である」を「1 又は 2 である」に改め、同号を同表第35号とし、同表第29号を同表第34号とし、同表第28号中「複数建築物」を「1 又は 2 以上の建築物」に改め、「総合的設計による」を削り、「2 である」を「1 又は 2 である」に改め、同号を同表第33号とし、同表第27号中「第85条第 4 項」を「第85条第 5 項」に改め、同号を同表第32号とし、同表中第26号を第31号とし、第20号から第25号までを 5 号ずつ繰り下げ、第19号を第22号とし、同号の次に次のように加える。

⑤ 法第68条第 1 項第 2 号の規定に基づく建築物の高さ、同条第 2 項第 2 号の規定に基づく建築物の壁面の位置又は同条第 3 項第 2 号の規定に基づく建築物の敷地面積に関する特例の許可の申請に対する審査	景観地区における建築物の高さ、壁面の位置又は敷地面積の特例許可申請手数料	160,000円
--	--------------------------------------	----------

04 法第68条第5項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	景観地区における建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	27,000円
---	---	---------

別表第18号中「高さの」を「高さに関する制限の適用除外に係る」に改め、同号を同表第21号とし、同表第17号を同表第20号とし、同表第16号の次に次のように加える。

07 法第57条の2第1項の規定に基づく特例容積率の限度の指定の申請に対する審査	特例容積率適用地区における特例容積率の限度の指定申請手数料	27,000円
08 法第57条の3第1項の規定に基づく特例容積率の限度の指定の取消しの申請に対する審査	特例容積率適用地区における特例容積率の限度の指定の取消し申請手数料	6,400円
09 法第57条の4第1項ただし書の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	160,000円

別表に備考として次のように加える。

備考 第42号の床面積の合計は、当該2以上の工事について、次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める面積について算定する。

ア 建築物を増築し、又は改築する場合（イに掲げる場合を除く。）当該増築又は改築に係る部分の床面積

イ 全体計画の変更をして建築物を増築し、又は改築する場合 当該全体計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

ウ 建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合（エに掲げる場合を除く。）当該修繕又は模様替に係る部分の床面積の2分の1

エ 全体計画の変更をして建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合 当該全体計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第41号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第4第1号中「第31条の2第2項第13号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に、「第62条の3第4項第13号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に改め、同表第3号中「第31条の2第2

項第14号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第14号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第42号

秋田市営住宅条例の一部を改正する条例

秋田市営住宅条例（昭和34年秋田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「牛島第二集会所 秋田市牛島西二丁目4番」を

牛島第二集会所	秋田市牛島西二丁目4番	に改める。
牛島清水町集会所	秋田市牛島西四丁目29番	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市立赤れんが郷土館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年 7月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第43号

秋田市立赤れんが郷土館条例の一部を改正する条例

秋田市立赤れんが郷土館条例（昭和60年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表に次のように加える。

旧金子家住宅	秋田市大町一丁目3番31号
--------	---------------

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

区 分	金 額		
	普通観覧料	団体観覧料 (20人以上の団体)	共通観覧料
秋田市立赤れんが郷土館	1人 200円	1人 160円	普通観覧料にあつては、1人250円 団体観覧料にあつては、1人200円
民俗芸能伝承館	1人 100円	1人 80円	
旧金子家住宅	1人 100円	1人 80円	

備考

1 民俗芸能伝承館を観覧する場合にあつては旧金子家住宅、旧金子家住宅を観覧する場合にあつては民俗芸能伝承館に係る観覧料（共通観覧料を除く。）は、無料とする。

2 中学生以下の観覧料は、無料とする。

別表第2に次のように加える。

和室	1,030円	1,030円		
土蔵	1,030円	1,030円		

附 則

この条例は、平成17年 7月28日から施行する。

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成17年 7月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第44号

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第29条）」を

「第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第29条）」

第3章の2 住宅用防災機器の設置および維持に関する基準等（第29条の2 - 第29条の7）」

に改める。

第1条中「第9条の3」を「第9条の2第2項の規定に基づき住宅用防災機器の設置および維持に関する基準等について、法第9条の4」に改める。

第8条の2の次に次の1条を加える。

（燃料電池発電設備）

第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池又は熔融炭酸塩型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項および第5項、第17条の2ならびに第52条第10号において同じ。）の位置、構造および管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、スおよびセを除く。）、第18号および第18号の3ならびに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）ならびに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。以下この項および第4項において同じ。）であって出力10キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合もしくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造および管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、スおよびセを除く。）、第18号および第18号の3ならびに第2項第1号および第4号、第11条第1項第1号、第2号、第4号、第8号および第10号ならびに第12条第1項第3号および第4号の規定を準用する。

3 屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造および管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第17号（ウ、スおよびセを除く。）、第18号および第18号の3ならびに第2項第1号、第11条第1項第3号の2および第5号から第10号まで（第7号を除く。）ならびに第2項ならびに第12条第1項第1号、第3号および第4号の規定を準用する。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける燃料電池発電設備であって出力10キロワット未満のものうち、改質器の温度が過

度に上昇した場合もしくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造および管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第17号（ウ、スおよびセを除く。）、第18号および第18号の3ならびに第2項第1号および第4号、第11条第1項第8号および第10号ならびに第12条第1項第3号および第4号の規定を準用する。

5 前各項に規定するもののほか、燃料電池発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51号）第30条および第34条ならびに電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第44条の規定の例による。

第12条の見出しを「（内燃機関を原動力とする発電設備）」に改め、同条第1項中「による」を「を原動力とする」に改め、「の各号」を削り、同条第2項および第3項中「による」を「を原動力とする」に改め、同条に次の2項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とする発電設備であって出力10キロワット未満のものうち、次に掲げる基準に適合する鋼板（板厚が0.8ミリメートル以上のものに限る。）製の外箱に収納されているものの位置、構造および管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）および第18号の3、前条第1項第7号、第8号および第10号ならびに本条第1項第2号から第4号までの規定を準用する。

(1) 断熱材又は防音材を使用する場合は、難燃性のものを使用すること。

(2) 換気口は、外箱の内部の温度が過度に上昇しないように有効な換気を行うことができるものとし、かつ、雨水等の浸入防止の措置が講じられているものであること。

5 前各項に規定するもののほか、内燃機関を原動力とする発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第27条の規定の例による。

第17条の2第1項中「使用する設備」の次に「（燃料電池発電設備を除く。）」を加え、「の各号」を削り、同項第1号中「支わく」を「支枠」に改め、同項中第2号から第6号までを削り、第7号を第2号とし、第8号を第3号とし、第9号を第4号とし、同項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、建築基準法施行令第115条第1項第1号から第3号までおよび第2項の規定の例によること。

第17条の2第2項および第3項を削る。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 住宅用防災機器の設置および維持に関する基準等

（住宅用防災機器）

第29条の2 住宅（法第9条の2第1項に規定する住宅をいう。以下この章において同じ。）の関係者は、次条および第29条の4に定める基準に従って、次の各号のいずれかの住宅用防災機器を設置し、および維持しなければならない。

(1) 住宅用防災警報器（令第5条の6第1号に規定する住宅用防災警報器をいう。以下この章において同じ。）

(2) 住宅用防災報知設備（令第5条の6第2号に規定する住宅用防災報知設備をいう。以下この章において同じ。）

（住宅用防災警報器の設置および維持に関する基準）

第29条の3 住宅用防災警報器は、次に掲げる住宅の部分（第2号から第5号までに掲げる住宅の部分にあっては、令別表第1(5)項に掲げる防火対象物又は同表(6)項に掲げる防火対象物の住宅の用途に供される部分のうち、専ら居住の用に供されるべき住宅の部分以外の部分であって、廊下、階段、エレベーター、エレベーターホール、機械室、管理事務所その他入居者の共同の福祉のために必要な共用部分を除く。）に設けなければならない。

- (1) 就寝の用に供する居室（建築基準法第2条第4号に規定する居室をいう。第4号および第5号において同じ。）
- (2) 前号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階（建築基準法施行令第13条の3第1号に規定する避難階をいう。以下この条において同じ。）を除く。）から直下階に通ずる階段（屋外に設けられたものを除く。以下この条において同じ。）の上端
- (3) 第1号に掲げる住宅の部分が存する階（避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。）から下方に数えた階数が2である階に直上階から通ずる階段の下端（当該階段の上端に住宅用防災警報器が設置されている場合を除く。）
- (4) 第1号に掲げる住宅の部分が避難階のみに存する場合であって、居室が存する最上階（避難階から上方に数えた階数が2以上である階に限る。）から直下階に通ずる階段の上端
- (5) 前各号の規定により住宅用防災警報器が設置される階以外の階のうち、床面積が7平方メートル以上である居室が5以上存する階（以下この号において「当該階」という。）の次に掲げるいずれかの住宅の部分

ア 廊下

イ 廊下が存しない場合にあっては、当該階から直下階に通ずる階段の上端

ウ 廊下および直下階が存しない場合にあっては、当該階の直上階から当該階に通ずる階段の下端

2 住宅用防災警報器は、天井又は壁の屋内に面する部分（天井のない場合にあっては、屋根又は壁の屋内に面する部分。以下この項において同じ。）の次の各号のいずれかの位置に設けなければならない。

(1) 壁又ははりから0.6メートル以上離れた天井の屋内に面する部分

(2) 天井から下方0.15メートル以上0.5メートル以内の位置にある壁の屋内に面する部分

3 住宅用防災警報器は、換気口等の空気吹出し口から1.5メートル以上離れた位置に設けなければならない。

4 住宅用防災警報器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けなければならない。

住宅の部分	住宅用防災警報器の種別
第1項第1号から第4号までならびに第5号イおよびウに掲げる住宅の部分	光電式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号。以下この章において「住宅用防災警報器等規格省令」という。）第2条第4号に規定する光電式住宅用防災警報器をいう。以下この表において同じ。）
第1項第5号アに掲げる住宅の部分	イオン化式住宅用防災警報器（住宅用防災警報器等規格省令第2条第3号に

規定するイオン化式住宅用防災警報器をいう。）又は光電式住宅用防災警報器

5 住宅用防災警報器は、住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に適合するものでなければならない。

6 住宅用防災警報器は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、および維持しなければならない。

(1) 電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあっては、当該住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値となった旨が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に電池を交換すること。

(2) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器にあっては、正常に電力が供給されていること。

(3) 電源に電池以外から供給される電力を用いる住宅用防災警報器の電源は、分電盤との間に開閉器が設けられていない配線からとること。

(4) 電源に用いる配線は、電気工作物に係る法令の規定によること。

(5) 自動試験機能（住宅用防災警報器等規格省令第2条第5号に規定する自動試験機能をいう。次号において同じ。）を有しない住宅用防災警報器にあっては、交換期限が経過しないよう、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

(6) 自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあっては、機能の異常が表示され、又は音響により伝達された場合は、適切に住宅用防災警報器を交換すること。

（住宅用防災報知設備の設置および維持に関する基準）

第29条の4 住宅用防災報知設備の感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号。以下この章において「感知器等規格省令」という。）第2条第1号に規定する感知器をいう。以下この章において「感知器」という。）は、前条第1項各号に掲げる住宅の部分に設けなければならない。

2 感知器は、前条第2項および第3項に定める位置に設けなければならない。

3 感知器は、次の表の左欄に掲げる住宅の部分の区分に応じ、同表の右欄に掲げる種別のものを設けなければならない。

住宅の部分	感知器の種別
前条第1項第1号から第4号までならびに第5号イおよびウに掲げる住宅の部分	光電式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第9号に規定する光電式スポット型感知器のうち、感知器等規格省令第17条第2項で定める1種又は2種の試験に合格するものに限る。以下この表において同じ。）
前条第1項第5号アに掲げる住宅の部分	イオン化式スポット型感知器（感知器等規格省令第2条第8号に規定するイオン化式スポット型感知器のうち、感知器等規格省令第16条第2項で定める1種又は2種の試験に合格するものに限る。）又は光電式スポット型感知器

4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令第37条第7号から第7号の3までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、

その部分である補助警報装置（住宅用防災警報器等規格省令第2条第6号に規定する補助警報装置をいう。次項第2号において同じ。）については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。

- 5 住宅用防災報知設備は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準により設置し、および維持しなければならない。
- (1) 受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第19号）第2条第7号に規定する受信機をいう。以下この項において同じ。）は、操作に支障が生じず、かつ、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できる場所に設けること。
- (2) 前条第1項各号に掲げる住宅の部分が存する階に受信機が設置されていない場合にあっては、住宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生を報知できるように、当該階に補助警報装置を設けること。
- (3) 感知器と受信機との間の信号を配線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあっては、当該配線の信号回路について容易に導通試験をすることができるように措置されていること。ただし、配線が感知器からはずれた場合又は配線に断線があった場合に受信機が自動的に警報を発するものにあつては、この限りでない。
- (4) 感知器と受信機との間の信号を無線により送信し、又は受信する住宅用防災報知設備にあっては、次によること。
- ア 感知器と受信機との間において確実に信号を送信し、又は受信することができる位置に感知器および受信機を設けること。
- イ 受信機において信号を受信できることを確認するための措置を講じていること。
- (5) 住宅用防災報知設備は、受信機その他の見やすい箇所に容易に消えないよう感知器の交換期限を明示すること。
- (6) 感知器については前条第6項第1号、第5号および第6号、住宅用防災報知設備については同項第2号から第4号までの規定の例によること。

（設置の免除）

第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備（以下この章において「住宅用防災警報器等」という。）を設置しないことができる。

- (1) 第29条の3第1項各号に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備（標示温度が75度以下で作動時間が60秒以内の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。）を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (2) 第29条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に自動火災報知設備を令第21条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (3) 第29条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に共同住宅用スプリンクラー設備を特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号。以下「特定共同住宅等省令」という。）第3条第2項第2号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。
- (4) 第29条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に共同住宅用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第2項第3号に

定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

- (5) 第29条の3第1項各号に掲げる住宅の部分に住戸用自動火災報知設備を特定共同住宅等省令第3条第2項第4号に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

（基準の特例）

第29条の6 第29条の2から第29条の4までの規定は、住宅用防災警報器等について、消防長又は消防署長が、住宅の位置、構造又は設備の状況から判断して、これらの規定による住宅用防災警報器等の設置および維持に関する基準によらなくとも、住宅における火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、住宅における火災による被害を最少限度に止めることができることを認めるときにおいては、適用しない。

（住宅における火災の予防の推進）

第29条の7 市民は、住宅における火災の予防を推進するため、第29条の3第1項に定める住宅の部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。

第30条中「第9条の3」を「第9条の4」に改め、「の各号」を削る。

第31条の5第1号中「アスファルトルーフィング、アスファルトプライマー、モルタル、エポキシ樹脂、タールエポキシ樹脂等」を「エポキシ樹脂、ウレタンエラストマー樹脂、強化プラスチック又はこれらと同等以上の防食性を有する材料」に改め、同条第7号を次のように改める。

- (7) タンクの周囲に2箇所以上の管を設けること等により当該タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備を設けること。

第52条第10号を次のように改める。

- (10) 燃料電池発電設備（第8条の3第2項又は第4項に定めるものを除く。）

第52条中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（第12条第4項に定めるものを除く。）

第56条第2号中「から第31条の7まで」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年6月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

- (1) 第31条の5および第56条の改正規定ならびに附則第6項および第7項の規定 公布の日

- (2) 第8条の2の次に1条を加える改正規定ならびに第12条、第17条の2および第52条の改正規定ならびに次項から附則第4項までの規定 平成17年10月1日

- (3) 第3章の次に1章を加える改正規定（第29条の5第3号から第5号までに係る部分に限る。） 平成19年4月1日（経過措置）

2 前項第2号に掲げる規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備のうち、改正後の秋田市火災予防条例（以下「新条例」という。）第8条の3の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

3 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている内燃機関を原動力とする発電設備の

うち、新条例第12条の規定に適合しないものについては、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている火を使用する設備に附属する煙突のうち、新条例第17条の2の規定に適合しないものについては、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際、現に存する住宅（新条例第29条の2に規定する住宅をいう。以下この項において同じ。）における同条各号に掲げる住宅用防災警報器もしくは住宅用防災報知設備（以下この項において「住宅用防災警報器等」という。）又は現に新築、増築、改築、移転、修繕もしくは模様替えの工事中の住宅に係る住宅用防災警報器等が新条例第29条の2から第29条の5までの規定による住宅用防災警報器等の設置および維持に関する基準に適合しないときは、当該住宅用防災警報器等については、平成23年5月31日までの間、これらの規定は、適用しない。
- 6 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の際現に存する指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの構造のうち、新条例第31条の5第1号（新条例第3条第4項（新条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条、第8条の2および第9条の2第2項において準用する場合を含む。）および第33条第2項において準用する場合を含む。）に定める基準に適合しないものの構造に係る技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）
- 7 附則第1項第1号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

規 則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則および租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第39号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則および租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則

（租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則の一部改正）

第1条 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則（昭和55年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1条および第2条第1項第1号中「第31条の2第2項第13号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に、「第62条の3第4項第13号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に改める。

第8条中「第31条の2第2項第13号ハおよび第62条の3第4項第13号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハおよび第62条の3第4項第14号ハ」に、「第31条の2第2項第13号および第62条の3第4項第13号」を「第31条の2第2項第14号および第62条の3第4項第14号」に改める。

（租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則の一部改

正）

第2条 租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行規則（平成7年秋田市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第1条、第2条第1項および第3条中「第31条の2第2項第14号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第14号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第40号

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則（平成11年秋田市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「第57条第1項」の次に「、第68条第5項」を、「第86条の6第2項」の次に「もしくは第86条の8第1項もしくは第3項」を加え、同条第2号中「第52条第9項、第10項もしくは第13項」を「第52条第10項、第11項もしくは第14項」に、「第57条の2第3項」を「第57条の5第3項」に改め、「第56条の2第1項ただし書」の次に、「、第57条の4第1項ただし書」を、「第59条の2第1項」の次に「、第68条第1項第2号、第2項第2号もしくは第3項第2号」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 委 規 則

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月27日

秋田市教育委員会

委員長 千 葉 昭

秋田市教委規則第3号

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会行政組織規則（平成3年秋田市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項に次の1号を加える。

(3) 伝承館および旧金子家住宅の予算経理に関すること。

第24条に次の1項を加える。

3 赤れんが郷土館条例第2条の規定による旧金子家住宅（以下「金子家」という。）の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 金子家の使用に関すること。

附 則

この規則は、平成17年7月28日から施行する。

秋田市立赤れんが郷土館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年7月27日

秋田市教育委員会
委員長 千 葉 昭

秋田市教委規則第4号

秋田市立赤れんが郷土館管理運営規則の一部を改正する規則

秋田市立赤れんが郷土館管理運営規則（昭和60年秋田市教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（開館時間）

第2条 赤れんが郷土館の開館時間は、次の表のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

名 称	開 館 時 間
赤れんが郷土館	午前9時30分から午後4時30分まで
民俗芸能伝承館	午前9時から午後9時まで
旧金子家住宅	午前9時から午後4時30分まで

附 則

この規則は、平成17年7月28日から施行する。

告 示

秋田市告示第192号

次の納期限変更告知書は、本人の住所または居所が不明のため送達できないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納期限変更告知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年7月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市土崎港南三丁目13番27号
株式会社住トータルシステム
- 2 送達する書類名
納期限変更告知書 1通

秋田市告示第193号

次の交付要求通知書は、本人の住所または居所が不明のため送達できないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年7月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市土崎港南三丁目13番27号
株式会社住トータルシステム
- 2 送達する書類名
交付要求通知書 1通

秋田市告示第194号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる出納員に委任し、同条第5項において準用

する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成17年7月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

収入役から出納員への委任

委任を受ける 出 納 員	委 任 事 務
土田 繁	情報公開・個人情報保護に関する費用の徴収についての事務

秋田市告示第195号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、同法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5の規定に基づき告示する。

平成17年7月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定 年月日
南秋調剤薬局 土崎店	秋田市土崎港中央一丁目 17-30	平成17年 7月1日

秋田市告示第196号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、同法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5の規定により告示する。

平成17年7月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	辞 退 年月日
ドラッグストア スプリング調剤薬局	秋田市御所野地藏田一丁 目1-1	平成17年 6月14日

秋田市告示第197号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療を担当させる機関の指定を次のとおり定めたので、同法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5の規定により告示する。

平成17年7月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定 年月日
スプリング 調剤薬局	秋田市御所野地藏田二丁 目1-7	平成17年 6月15日

秋田市告示第198号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定に基づき、平成17年7月21日午後3時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成17年7月12日

秋田市長 佐 竹 敬 久

案 件

- 1 第1号議案 会長の互選に関する件
- 2 第2号議案 会長の職務を代理する者の互選に関する件
- 3 第3号議案 運営委員会委員の選任に関する件
- 4 第4号議案 農地等保全委員会委員の選任に関する件
- 5 第5号議案 農政専門委員会委員の選任に関する件

秋田市告示第199号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定に基づく医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行規則（平成7年秋田市規則第34号）第13条の規定により

告示する。

平成17年 7月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

診 療 科 目	医 師 氏 名	医 療 機 関 名	所 在 地
整形外科	小 林 志	秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目1番1号
耳鼻咽喉科	三 戸 聡	秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目1番1号
泌尿器科	鶴 田 大	秋田県成人病医療センター	秋田市千秋久保田町6-17
内科	泉 学	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6-10
整形外科	阿 部 秀 一	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面蓮沼56番地2号
外科	関 仁 史	秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222番地
整形外科	鈴 木 哲 哉	秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目1番1号
神経内科	鎌 田 幸 子	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面蓮沼56番地2号
呼吸器外科	木 村 愛 彦	秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目1番1号
泌尿器科	藤 枝 信 夫	医療法人清風会清和病院	秋田市柳田字石神59
脳神経外科	澤 田 元 史	秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6-10
脳神経外科	村 石 健 治	秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目1番1号

秋田市告示第200号

次の者を秋田市功労者等の待遇に関する条例（昭和29年秋田市条例第14号）により功労者名簿に登録する。

平成17年 7月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久
記

- 第460号 由 利 イ セ 秋田市高陽幸町5番8号
長年にわたり公平委員会委員として本市の公平行政の推進に大きく貢献した。
- 第461号 杉 山 鉄 夫 秋田市川尻上野町2番23号
長年にわたり農業委員会委員として本市の農業振興に大きく貢献した。
- 第462号 川 村 一 郎 秋田市下北手宝川字大西ヶ沢21番地
長年にわたり農業委員会委員として本市の農業振興に大きく貢献した。
- 第463号 加 藤 利 光 秋田市雄和萱ヶ沢字杉菜沢3番地
長年にわたり農業委員会委員として本市の農業振興に大きく貢献した。
- 第464号 石 塚 隆 秋田市河辺三内字留見瀬野33番地1
長年にわたり農業委員会委員として本市の農業振興

に大きく貢献した。

- 第465号 鈴 木 久 光 秋田市太平山谷字地主42番地
長年にわたり農業委員会委員として本市の農業振興に大きく貢献した。
- 第466号 鈴 木 尚 一 秋田市上北手荒巻字前田227番地
長年にわたり農業委員会委員として本市の農業振興に大きく貢献した。
- 第467号 木 村 昊 秋田市太平八田字八田188番地の1
長年にわたり農業委員会委員として本市の農業振興に大きく貢献した。
- 第468号 小 林 吉 一 秋田市上新城中字家ノ後200番地
長年にわたり農業委員会委員として本市の農業振興に大きく貢献した。
- 第469号 佐々木 吉 秋 秋田市金足小泉字上前3番地
長年にわたり農業委員会委員として本市の農業振興に大きく貢献した。
- 第470号 林 久 人 秋田市広面字長沼7番地の71
長年にわたり公害対策審議会および環境審議会の委員および会長等として労働衛生工学における専門的な見地から各種答申の取りまとめに尽力し本市の環境施策の推進に大きく貢献した。
- 第471号 近 藤 剛 秋田市泉中央一丁目11番10号

長年にわたり公害対策審議会および環境審議会の委員として経済学における専門的な見地から各種答申に尽力し本市の環境施策の推進に大きく貢献した。

第 472 号 小賀野 晶 一 千葉市緑区茂呂町638番地20

長年にわたり廃棄物減量等推進審議会の委員および会長として法学における専門的な見地から各種提言や答申の取りまとめに尽力し本市の廃棄物施策の推進に大きく貢献した。

秋田市告示第201号

秋田市表彰規則（昭和58年秋田市規則第12号）に基づき表彰した者の氏名および事績の概要は次のとおりである。

平成17年 7月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久
記

長年にわたり納税貯蓄組合長として組合の運営と納税思想の普及高揚に尽力し、市勢の発展に貢献した。

嶋 政 治
越中谷 永 吉
土 田 ヨ ミ
足 利 清
山 下 浩

長年にわたり交通指導隊の指導的立場にあつて交通事故の防止と交通安全意識の高揚に尽力し、交通安全の推進に貢献した。

小 野 隆 司
二 木 二 郎
鎌 田 幸三郎
長谷川 久 美
加 藤 博

長年にわたり町内会長として町内の融和と自治活動の推進に尽力し、市民参加のまちづくりに貢献した。

小 松 清
荒 生 貞一郎
石郷岡 繁
田 村 高 洞
永 作 稔 男
小 野 正 見
山 上 兵二郎
川 井 忠 昌
高 橋 良 健
池 端 利 雄
猪 股 朝二郎
長谷部 久 夫
藤 田 勇 悦
鍵野目 長 一
佐々木 昇
荻 原 隆 雄
和 田 英 夫
嶋 森 昇
武 藤 侃
三 浦 誠 一
住 谷 吉太郎
河 口 國 男
海 風 敏 夫
渡 辺 和 男

千 葉 毅
嵯 峨 利喜蔵
加賀谷 晃
佐々木 敏 信
伊 藤 良 治
筒 井 英 水
佐 藤 昭 司
鈴 木 太 郎
小 松 玲 二
嵯 峨 浩 一
須 田 文 雄
今 一 二
長 尾 榮 作
川 口 芳 松
濱 口 芳 明
古 谷 忠 裕
佐 藤 與四郎
鈴 木 誠 一

長年にわたりボランティア活動に精励し、市民参加のまちづくりに貢献した。

秋田市にはんご交流会
秋田清掃登山連絡協議会
秋田県立図書館ボランティアアリの会の
ウイズユウ
外旭川ボランティアの会ハーモニー
福祉交流会すずらん
はまゆう会

泉地区民生児童委員協議会泉のすこやか学級
長年にわたり民生委員・児童委員として職務に精励し、本市社会福祉の向上に貢献した。

大 友 進
越 智 チ エ
渡 辺 幸 子
堀 重 一
高 貝 秀 子
秦 孝 悦
伊 藤 一
長 澤 千 和
菅 原 良 子
川 邊 俱 康
戸 谷 道 子
伊 藤 芳 磨
三 戸 一 雄

長年にわたり結核診査協議会委員として結核対策および結核医療に対する適切な指導助言を行うなど本市の結核対策の充実に貢献した。

安 田 忠 彦
相 場 義 信
今 一 二
齋 藤 哲 郎
佐 藤 忠 悦
保 坂 博

長年にわたり不法投棄監視員として不法投棄の防止に尽力し、本市生活環境の保全に貢献した。

長年にわたり商店街振興会の要職を務め、商店街の健全な発展

に寄与し本市商業の振興に貢献した。

吉川 宏 悦
金坂 武 治

長年にわたり林道管理責任者として林道の維持管理に尽力し、本市林業の振興に貢献した。

山岡 文 和
長尾 榮 作

長年にわたり文化財保護審議会委員として文化財の保護保存に尽力し本市文化の振興に貢献した。

鎌田 幸 男
鈴木 静 夫
伊藤 隆 隆
菅原 俊 英

長年にわたり児童育成クラブ世話人として児童館等での活動に尽力し児童の健全育成に貢献した。

松野 とみ子
加賀谷 智 子
佐藤 智 子
佐藤 憲 一
佐藤 洋 子
船木 洋 子
渡辺 順 子

長年にわたり自主的な防災訓練の実施や秋田市総合防災訓練等への積極的な参加を通じ他の模範となって本市地域防災の向上に貢献した。

添川町内会湯沢地区自衛消防隊
貝ノ沢町内防災会
四ツ小屋駅前自衛消防隊
相染三区自警団
みどり苑町内会自主防災隊
高台消防部組織
老騎町一区自衛消防隊
泉中町自主防災隊

秋田市告示第202号

次の納税通知書は、本人の住所または居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年7月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成17年度軽自動車納税通知書

秋田市告示第203号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年7月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成17年度市民税・県民税納税変更通知書

秋田市告示第204号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成17年7月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出納員	委任を受ける 現金取扱員	委任事務
和賀 芳宏	富谷 慶輔	光沼アリーナ使用料、公衆電話使用料の収納に関する事務

秋田市告示第205号

次の介護保険料納入通知書および介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および介護保険料督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年7月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成17年度介護保険料納入通知書
平成17年度介護保険料督促状

秋田市告示第206号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成17年7月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域	32台
イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域	24台
ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域	1台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成17年7月5日から同年7月14日まで

(3) 返還を行う時間および場所

- ア 時間 午前10時から午後7時まで
- イ 場所 秋田市中通七丁目1番3号(秋田駅東自転車等駐
車場内)秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成17年8月5日から平成18年2月5日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市民生活部生活課 電話 866-2035
秋田市中通七丁目1番3号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第207号

次の市税督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、財政部納税課に保管し、送達を受けべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年7月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けべき者の住所および氏名
別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類 平成16年度および平成17年度市税督促状

秋田市告示第208号

平成17年7月21日に秋田市文化振興条例(昭和58年秋田市条例第4号)第6条第2項の規定に基づき表彰した者の氏名および事績の概要は次のとおりである。

平成17年7月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市文化選奨

富 山 陽 一

昭和8年7月4日生

高山植物・雪蓮の研究に努め、書籍「雲表の珍草 雪蓮に魅せられて」を出版するなど本市文化の発展に貢献した。

秋田市文化選奨

佐 々 木 勇

昭和32年4月2日生

鍛金技術の研鑽に努め、キリン「モモとたいよう」母子像「いっしょだよ」を制作するなど本市文化の発展に貢献した。

秋田市文化選奨

長 谷 川 留 美 子

昭和34年5月2日生

声楽の研鑽に努め、「ソプラノリサイタル～美しくも熱き、オペラの女たち～」を開催するなど本市文化の発展に貢献した。

秋田市文化選奨

花 柳 丈 日 女

昭和47年3月4日生

日本舞踊の研鑽に努め、長唄「鏡獅子」を発表するなど本市文化の発展に貢献した。

秋田市告示第209号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成17年7月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けべき者の氏名および住所
別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類
平成16年度国民健康保険税督促状

秋田市告示第210号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成17年7月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ス プ リ ン グ 調 剤 薬 局	秋田市御所野地蔵田二丁目1-7	平成17年 6月21日
医療法人成徳会 健生クリニック	秋田市土崎港中央一丁目 21-36	平成17年 7月1日
南 秋 調 剤 薬 局 土 崎 店	秋田市土崎港中央一丁目 17-30	平成17年 7月1日
お の ば 歯 科 ク リ ニ ッ ク	秋田市仁井田字中新田75	平成17年 6月17日

2 変更

名 称	変更事項(所在地)		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
石田皮膚科 医 院	石 田 医 院	石田皮膚科 医 院	平成17年 6月1日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
ス プ リ ン グ 調 剤 薬 局	秋田市御所野地蔵田二丁目1-1	平成17年 6月14日
健生クリニック	秋田市土崎港中央一丁目 21-36	平成17年 6月30日
稲見産婦人科医院	秋田市保戸野中町1-45	平成17年 2月28日

秋田市告示第211号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する

同法第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための
 施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条
 の2の規定により告示する。

平成17年 7月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
アスク秋田鍼灸 治 療 院	秋田市山王二丁目11-21	平成17年 6月10日
治療室ももさだ	秋田市新屋大川町23-5	平成17年 6月1日
秋田マッサージ セ ン タ ー	秋田市土崎港西二丁目 9-3	平成17年 4月1日

秋田市告示第212号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および
 同条第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、介
 護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更お
 よび廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成17年 7月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指 定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ス プ リ ン グ 調 剤 薬 局	秋田市御所野地藏田二丁 目1-7	平成17年 6月21日
医療法人成徳会 健生クリニック	秋田市土崎港中央一丁目 21-36	平成17年 7月1日

1 廃止路線

整 理 番 号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
20504	秋 田 駅 東 線	秋田市榎山字長沼221番5地先 秋田市手形字山崎204番地先	
70139	桜二丁目14号線	秋田市桜二丁目183番43地先 秋田市桜二丁目183番245地先	
70140	桜二丁目15号線	秋田市桜二丁目183番81地先 秋田市桜二丁目183番389地先	
70326	堤ノ沢1号線	秋田市上北手猿田字堤ノ沢89番28地先 秋田市上北手猿田字堤ノ沢41番80地先	

2 縦覧期間

平成17年 7月26日から

平成17年 8月9日まで

秋田市告示第214号

市道路線変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、

1 変更路線

整 理 番 号	旧新別	路 線 名	起 点	重要な経過地
			終 点	
1077	旧	新都市大通線	秋田市四ツ小屋末戸松本字坂ノ上132番2地先 秋田市上北手猿田字寺ノ沢85番3地先	

南秋調剤薬局 土 崎 店	秋田市土崎港中央一丁目 17-30	平成17年 7月1日
おのぼ歯科 ク リ ニ ッ ク	秋田市仁井田字中新田75	平成17年 6月17日
JA新あきた指定居 宅介護支援事業所	秋田市外旭川字梶ノ目 357-1	平成17年 4月1日

2 変 更

名 称	変更事項（所在地）		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
ケアセンター あ さ ひ	秋田市広面字 糠塚108-1	秋田市東通八 丁目1-28	平成17年 6月1日

3 廃 止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
健生クリニック	秋田市土崎港中央一丁目 21-36	平成17年 6月30日

秋田市告示第213号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、
 次の市道の路線を廃止するので、同法第9条の規定により告示す
 る。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧
 に供する。

平成17年 7月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

次の市道の路線を変更するので、同法第9条の規定により告示す
 る。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧
 に供する。

平成17年 7月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1078	新	新都市大通線	秋田市四ツ小屋末戸松本字坂ノ上132番2地先 秋田市上北手猿田字寺ノ沢310番3地先
	旧	御所野上北手線	秋田市御所野元町三丁目3番3地先 秋田市上北手猿田字寺ノ沢85番3地先
	新	御所野上北手線	秋田市御所野元町三丁目3番3地先 秋田市上北手猿田字寺ノ沢310番3地先

2 縦覧期間

平成17年7月26日から
平成17年8月9日まで

路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年7月26日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第215号

市道路線認定に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
2182	新屋扇町渋谷町線	秋田市新屋扇町100番1地先 秋田市新屋渋谷町91番1地先	
2183	松崎三嶽根線	秋田市外旭川字松崎141番4地先 秋田市泉字三嶽根1番3地先	
2184	広面堰越堤敷線	秋田市広面字近藤堰越19番2地先 秋田市広面字堤敷52番5地先	
2185	広面堤敷谷内佐渡線	秋田市広面字堤敷53番1地先 秋田市広面字谷内佐渡66番5地先	
10303	川元むつみ町6号線	秋田市川元むつみ町110番8地先 秋田市川元むつみ町110番12地先	
20925	秋田駅東5号線	秋田市手形字山崎44番7地先 秋田市榎山字長沼221番32地先	
20926	榎山石塚谷地6号線	秋田市榎山城南新町627番3地先 秋田市榎山城南新町631番5地先	
41233	土崎駅前線	秋田市土崎港中央五丁目71番3地先 秋田市土崎港中央六丁目375番11地先	
50986	御所野ニュータウン168号線	秋田市御所野地藏田五丁目22番18地先 秋田市御所野地藏田五丁目22番12地先	
50987	御所野ニュータウン169号線	秋田市御所野地藏田五丁目21番7地先 秋田市御所野地藏田五丁目21番4地先	
50988	御所野ニュータウン170号線	秋田市御所野地藏田五丁目20番13地先 秋田市御所野地藏田五丁目23番11地先	
50989	御所野ニュータウン171号線	秋田市御所野地藏田五丁目19番3地先 秋田市御所野地藏田五丁目18番5地先	
50990	御所野ニュータウン172号線	秋田市御所野地藏田五丁目18番8地先 秋田市御所野地藏田五丁目18番6地先	
60819	新屋寿町10号線	秋田市新屋寿町174番15地先 秋田市新屋寿町174番20地先	
60820	新屋寿町11号線	秋田市新屋寿町174番27地先 秋田市新屋寿町174番33地先	
60821	新屋寿町12号線	秋田市新屋寿町174番19地先 秋田市新屋寿町174番21地先	
70575	堤ノ沢北1号線	秋田市上北手猿田字堤ノ沢235番地先 秋田市上北手猿田字堤ノ沢41番80地先	
70576	桜二丁目33号線	秋田市桜二丁目183番19地先 秋田市桜二丁目183番401地先	

70577	桜二丁目34号線	秋田市桜二丁目183番1地先 秋田市桜二丁目183番1地先	
70578	桜二丁目35号線	秋田市桜二丁目183番72地先 秋田市桜二丁目183番81地先	
70579	横森二丁目21号線	秋田市横森二丁目143番1地先 秋田市横森二丁目48番9地先	
70580	種ヶ崎2号線	秋田市下北手宝川字種ヶ崎159番1地先 秋田市下北手宝川字古館ノ下2番3地先	

2 縦覧期間

平成17年7月26日から
平成17年8月9日まで

規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年7月26日

秋田市告示第216号

市道路線の区域決定および供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	路線名	起	点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
		終	点		
市道	広面堤敷谷内佐渡線	秋田市広面字堤敷53番1地先 秋田市広面字谷内佐渡66番5地先		902.00	6.40 ～ 27.00
市道	榑山石塚谷地6号線	秋田市榑山城南新町627番3地先 秋田市榑山城南新町631番5地先		213.50	4.80 ～ 8.20
市道	川元むつみ町6号線	秋田市川元むつみ町110番8地先 秋田市川元むつみ町110番12地先		65.00	6.00
市道	新屋寿町10号線	秋田市新屋寿町174番15地先 秋田市新屋寿町174番20地先		90.00	6.00
市道	新屋寿町11号線	秋田市新屋寿町174番27地先 秋田市新屋寿町174番33地先		91.20	6.00
市道	新屋寿町12号線	秋田市新屋寿町174番19地先 秋田市新屋寿町174番21地先		28.00	6.00
市道	御所野ニュータウン168号線	秋田市御所野地蔵田五丁目22番18地先 秋田市御所野地蔵田五丁目22番12地先		151.00	6.00
市道	御所野ニュータウン169号線	秋田市御所野地蔵田五丁目21番7地先 秋田市御所野地蔵田五丁目21番4地先		80.00	6.00
市道	御所野ニュータウン170号線	秋田市御所野地蔵田五丁目20番13地先 秋田市御所野地蔵田五丁目23番11地先		196.30	8.00
市道	御所野ニュータウン171号線	秋田市御所野地蔵田五丁目19番3地先 秋田市御所野地蔵田五丁目18番5地先		117.00	6.00
市道	御所野ニュータウン172号線	秋田市御所野地蔵田五丁目18番8地先 秋田市御所野地蔵田五丁目18番6地先		72.40	4.50
市道	堤ノ沢北1号線	秋田市上北手猿田字堤ノ沢235番地先 秋田市上北手猿田字堤ノ沢41番80地先		274.00	16.00
市道	秋田駅東5号線	秋田市手形字山崎44番7地先 秋田市榑山字長沼221番32地先		417.90	9.00 ～ 10.50
市道	桜二丁目33号線	秋田市桜二丁目183番19地先 秋田市桜二丁目183番401地先		234.10	12.70 ～ 16.80
市道	桜二丁目34号線	秋田市桜二丁目183番1地先 秋田市桜二丁目183番1地先		86.30	4.00
市道	桜二丁目35号線	秋田市桜二丁目183番72地先 秋田市桜二丁目183番81地先		78.10	4.00
市道	横森二丁目21号線	秋田市横森二丁目143番1地先 秋田市横森二丁目48番9地先		49.70	4.00 ～ 5.90

市道	種ヶ崎2号線	秋田市下北手宝川字種ヶ崎159番1地先 秋田市下北手宝川字古館ノ下2番3地先	55.00	6.00 ～ 11.00
市道	新屋扇町渋谷町線	秋田市新屋扇町100番1地先 秋田市新屋渋谷町91番1地先	1,586.00	6.80 ～ 12.40
市道	松崎三嶽根線	秋田市外旭川字松崎141番4地先 秋田市泉字三嶽根1番3地先	1,434.00	6.40 ～ 10.60
市道	広面堰越堤敷線	秋田市広面字近藤堰越19番2地先 秋田市広面字堤敷52番5地先	156.00	9.50 ～ 11.40

2 区域決定および供用開始の期日
平成17年7月26日

3 縦覧期間
平成17年7月26日から
平成17年8月9日まで

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり市道路線の区域を決定する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年7月26日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第217号

市道路線の区域決定に関する告示

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	起 点 終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	新都市大通線	秋田市四ツ小屋末戸松本字坂ノ上132番2地先 秋田市上北手猿田字寺ノ沢85番3地先	2,412.20	40.00
	新	新都市大通線	秋田市四ツ小屋末戸松本字坂ノ上132番2地先 秋田市上北手猿田字寺ノ沢310番3地先	2,350.00	20.00 ～ 40.00
市道	旧	御所野上北手線	秋田市御所野元町三丁目3番3地先 秋田市上北手猿田字寺ノ沢85番3地先	868.40	27.00 ～ 37.80
	新	御所野上北手線	秋田市御所野元町三丁目3番3地先 秋田市上北手猿田字寺ノ沢310番3地先	788.40	20.00 ～ 37.80

2 縦覧期間

平成17年7月26日から
平成17年8月9日まで

次のとおり市道路線の供用開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成17年7月26日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第218号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、

1 道路の供用開始の区間

整理番号	路線名	供 用 開 始 区 間
1077	新都市大通線	秋田市上北手猿田字堤ノ沢89番2地先 秋田市上北手猿田字堤ノ沢211番地先

2 供用開始の期日

平成17年7月26日

3 縦覧期間

平成17年7月26日から
平成17年8月9日まで

1 施設名 秋田市保戸野地区コミュニティセンター

2 指定管理者 秋田市保戸野中町6番12号

保戸野地区コミュニティセンター管理運営委員会

会長 大 島 生 次

3 指定の期間 平成17年8月1日から平成19年3月31日まで

秋田市告示第219号

秋田市保戸野地区コミュニティセンターの指定管理者を次のとおり指定したので、秋田市コミュニティセンター条例（昭和54年秋田市条例第17号）第6条第3項の規定により告示する。

平成17年7月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第220号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、秋田市の区域内の別図1（省略）に示す町および字の区域ならびにその名称を別図2（省略）に示すとおり変更するので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

この変更の処分は、平成17年 8月 1日から効力を生ずるものとする。

平成17年 7月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第221号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第2項の規定に基づき、御所野地区の住居表示実施区域について街区符号および住居番号を次のとおり定めたので、同法第3条第3項の規定により告示する。

平成17年 7月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 実施区域 別添住居表示新旧対照図（省略）のとおり
- 2 街区符号および住居番号 別添住居表示新旧対照表（省略）のとおり
- 3 実施期日 平成17年 8月 1日
- 4 住居表示の方法 街区方式

教 委 告 示

秋田市教委告示第12号

平成17年 7月26日午後 1時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成17年 7月21日

秋田市教育委員会
委員長 千 葉 昭

付議案件

- 1 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件
- 2 秋田市立赤れんが郷土館管理運営規則の一部を改正する件
- 3 平成18年度使用秋田市立秋田商業高等学校教科用図書の新採に関する件
- 4 平成18年度使用秋田市立御所野学院高等学校教科用図書の新採に関する件
- 5 平成18年度使用秋田市立中学校教科用図書の新採に関する件
- 6 平成18年度使用秋田市立御所野学院中学校教科用図書の新採に関する件

選 管 告 示

秋市選管告示第92号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、秋田市農業委員会委員の任期満了による一般選挙を次のとおり行う。

平成17年 7月 3日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

- 1 選挙の期日 平成17年 7月10日
- 2 選挙区および選挙すべき委員の数
 - 第 1 選挙区 5人
 - 第 2 選挙区 5人
 - 第 3 選挙区 5人
 - 第 4 選挙区 5人

第 5 選挙区 5人

秋市選管告示第93号

平成17年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における選挙長およびその職務を代理すべき者を、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項および農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、次のとおり選任したので同令第81条の規定により告示する。

平成17年 7月 3日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

平成17年 7月10日執行 秋田市農業委員会委員一般選挙
選挙長およびその職務代理者

選挙区	区 分	住 所	氏 名
第 1 選挙区	選挙長	秋田市飯島字飯島水尻 216番地 1	保 坂 安 隆
	職 務 代理者	秋田市上新城中字片野 32番地の 1	永 田 博
第 2 選挙区	選挙長	秋田市太平目長崎字本 町41番地	佐々木 欽 一
	職 務 代理者	秋田市太平黒沢字稲荷 34番地	佐 藤 勇 正
第 3 選挙区	選挙長	秋田市新屋田尻沢中町 14番10号	若 月 壽
	職 務 代理者	秋田市四ッ小屋字館野 119番地	榎 昌 範
第 4 選挙区	選挙長	秋田市河辺和田字式田 77番地	鈴 木 久 雄
	職 務 代理者	秋田市河辺岩見字下小 平岱75番地23	佐々木 忠 雄
第 5 選挙区	選挙長	秋田市雄和椿川字鹿野 戸121番地	佐 藤 盛 徳
	職 務 代理者	秋田市雄和向野字前開 39番地 2	浅 野 進

秋市選管告示第94号

平成17年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、次のとおり選任したので同令第25条の規定により告示する。

平成17年 7月 3日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

平成17年 7月10日執行 秋田市農業委員会委員一般選挙
投票管理者およびその職務代理人一覧表

投票区(投票所)	職 名	住 所	氏 名
秋 田 市 第 1 投 票 区 (飯島地区コミセン)	投票管理者	秋田市飯島字飯島水尻216番地 1	保 坂 安 隆
	職務代理人	秋田市上新城中字片野32番地の 1	永 田 博
秋 田 市 第 2 投 票 区 (上新城地域センター)	投票管理者	秋田市上新城湯ノ里字家ノ前28番地	熊 谷 昭 男
	職務代理人	秋田市上新城小又字脇野田36番地の 1	佐 藤 徳 司
秋 田 市 第 3 投 票 区 (下新城地域センター)	投票管理者	秋田市下新城岩城字槻ノ木98番地	石 川 敏 雄
	職務代理人	秋田市下新城長岡字外脇144番地	波 谷 隆 一
秋 田 市 第 4 投 票 区 (金足地区集会所)	投票管理者	秋田市金足浦山字浦山34番地	佐々木 繁
	職務代理人	秋田市上新城保多野家合83番地	三 浦 吉 壽
秋 田 市 第 5 投 票 区 (土 崎 支 所)	投票管理者	秋田市土崎港西五丁目 5 番 1 号	亀 田 隆 悦
	職務代理人	秋田市土崎港中央七丁目 7 番16号	越 後 屋 権 一
秋 田 市 第 6 投 票 区 (寺 内 小)	投票管理者	秋田市寺内尻桜三丁目13番20号	木 村 佐 喜 雄
	職務代理人	秋田市寺内鶴ノ木 3 番14号	長 澤 孝 政
秋 田 市 第 7 投 票 区 (太平地域センター)	投票管理者	秋田市太平目長崎字本町41番地	佐々木 欽 一
	職務代理人	秋田市太平黒沢字野崎58番地	渡 辺 照 子
秋 田 市 第 8 投 票 区 (太 平 中)	投票管理者	秋田市太平中関字平形59番地	嵯 峨 利 喜 藏
	職務代理人	秋田市太平中関字川原105番地	村 井 シ ガ 子
秋 田 市 第 9 投 票 区 (山 谷 小)	投票管理者	秋田市太平山谷字野田15番地	鎌 田 正
	職務代理人	秋田市太平山谷字十三岱135番地	鈴 木 恵 美 子
秋 田 市 第 10 投 票 区 (太平八田公民館)	投票管理者	秋田市太平八田字上八田 5 番地	佐 藤 嘉 明
	職務代理人	秋田市太平中関字寺中80番地 3	田 口 茂
秋 田 市 第 11 投 票 区 (太平館越町内会館)	投票管理者	秋田市太平黒沢字野崎136番地	佐々木 喜 徳
	職務代理人	秋田市太平黒沢字稲荷34番地	佐 藤 勇 正
秋 田 市 第 12 投 票 区 (下北手地域センター)	投票管理者	秋田市下北手柳館字前田98番地	佐々木 紀 男
	職務代理人	秋田市下北手黒川字黒川115番地	須 田 義 広
秋 田 市 第 13 投 票 区 (外旭川地区コミセン)	投票管理者	秋田市外旭川八幡田一丁目18番18号	佐 藤 保
	職務代理人	秋田市外旭川字神田321番地	小 野 銀 逸

秋 田 市 第 14 投 票 区 (上北手地域センター)	投票管理者	秋田市上北手大山田字大平沢25番地	嵯 峨 久 一 郎
	職務代理者	秋田市上北手猿田字四ツ小屋72番地の2	今 野 芳 夫
秋 田 市 第 15 投 票 区 (藤 倉 児 童 館)	投票管理者	秋田市山内字藤倉108番地	鈴 木 喜 悦
	職務代理者	秋田市山内字藤倉108番地	鈴 木 春 子
秋 田 市 第 16 投 票 区 (添川地域交流センター)	投票管理者	秋田市添川字添川60番地	荻 原 隆 雄
	職務代理者	秋田市添川字添川18番地	米 塚 金 吾
秋 田 市 第 17 投 票 区 (旭 川 小)	投票管理者	秋田市泉三獄根 7 番56号	石 塚 久 市
	職務代理者	秋田市旭川新藤田東町 9 番19号	高 橋 忠 夫
秋 田 市 第 18 投 票 区 (広 面 児 童 館)	投票管理者	秋田市柳田字佐渡端59番地	鎌 田 鉄 之 助
	職務代理者	秋田市楮山大元町 7 番 1 号	鈴 木 源 太 郎
秋 田 市 第 19 投 票 区 (下 浜 羽 川 公 民 館)	投票管理者	秋田市下浜羽川字二十町23番地	金 釜 計 悦
	職務代理者	秋田市下浜羽川字古堂232番地の 1	柴 田 兼 一
秋 田 市 第 20 投 票 区 (下 浜 長 浜 公 民 館)	投票管理者	秋田市下浜長浜字長坂157番地の19	齊 藤 庄 洋
	職務代理者	秋田市下浜長浜字荒郷屋52番地	山 岡 修 一
秋 田 市 第 21 投 票 区 (下 浜 桂 根 公 民 館)	投票管理者	秋田市下浜桂根字境川63番地	鈴 木 庄 之 助
	職務代理者	秋田市下浜桂根字境川45番地	小 野 勇 一
秋 田 市 第 22 投 票 区 (下 浜 名 ヶ 沢 公 民 館)	投票管理者	秋田市下浜名ヶ沢字坂本68番地	須 田 紀 男
	職務代理者	秋田市下浜名ヶ沢字ヨモキ田26番地	今 野 博
秋 田 市 第 23 投 票 区 (八 田 小)	投票管理者	秋田市下浜八田字水無38番地	伊 藤 英 一
	職務代理者	秋田市下浜八田字高德谷地105番地	細 部 芳 雄
秋 田 市 第 24 投 票 区 (浜 田 地 区 コ ミ セ ン)	投票管理者	秋田市浜田字館ノ丸83番地	石 山 民 治
	職務代理者	秋田市浜田字館ノ丸75番地の 1	田 口 長 作
秋 田 市 第 25 投 票 区 (豊 岩 地 域 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市豊岩豊巻字内縄尻 5 番地	嵯 峨 紀 夫
	職務代理者	秋田市豊岩小山字狐森67番地	池 田 藤 彦
秋 田 市 第 26 投 票 区 (豊 岩 小 山 公 民 館)	投票管理者	秋田市豊岩小山字狐森28番地	小 野 春 雄
	職務代理者	秋田市豊岩小山字前田表156番地	佐 賀 定
秋 田 市 第 27 投 票 区	投票管理者	秋田市豊岩石田坂字坂ノ下29番地	桜 田 清

(豊岩石田坂公民館)	職務代理者	秋田市豊岩豊巻字小林64番地	鈴木 時 雄
秋 田 市 第 28 投 票 区	投票管理者	秋田市仁井田本町一丁目3番20号	上 村 清 助
(仁 井 田 小)	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目4番23号	今 野 三 悦
秋 田 市 第 29 投 票 区	投票管理者	秋田市四ツ小屋末戸松本字古川敷184番地	藤 澤 謙 治 郎
(四 ッ 小 屋 幼 稚 園)	職務代理者	秋田市四ツ小屋字館野119番地	榎 昌 範
秋 田 市 第 30 投 票 区	投票管理者	秋田市川尻上野町4番7号	斉 藤 善 太 郎
(川 尻 児 童 館)	職務代理者	秋田市川尻上野町6番10号	板 垣 進 一 郎
秋 田 市 第 31 投 票 区	投票管理者	秋田市牛島西一丁目12番53号	菅 原 敬 太 郎
(牛 島 児 童 館)	職務代理者	秋田市牛島西一丁目10番41号	伊 藤 良 太 郎
秋 田 市 第 32 投 票 区	投票管理者	秋田市新屋船場町1番17号	佐々木 道 藏
(新 屋 支 所)	職務代理者	秋田市新屋田尻沢中町14番10号	若 月 壽
秋 田 市 第 33 投 票 区	投票管理者	秋田市河辺岩見字鶴養35番地	川 村 昭
(鶴 養 公 民 館)	職務代理者	秋田市河辺岩見字鶴養23番地	佐 藤 忠 孝
秋 田 市 第 34 投 票 区	投票管理者	秋田市河辺岩見字下小平岱75番地23	佐々木 忠 雄
(新 川 公 民 館)	職務代理者	秋田市河辺岩見字新川14番地	船 木 雅 彦
秋 田 市 第 35 投 票 区	投票管理者	秋田市河辺三内字道山97番地	加 賀 屋 和 男
(河 辺 岩 見 三 内 地 区 コ ミ セ ン)	職務代理者	秋田市河辺三内字繫沢下段49番地	佐 藤 政 貴
秋 田 市 第 36 投 票 区	投票管理者	秋田市河辺三内字砂子淵150番地	佐 藤 郁 夫
(砂 子 淵 公 民 館)	職務代理者	秋田市河辺三内字三内段74番地1	佐 藤 憲 一
秋 田 市 第 37 投 票 区	投票管理者	秋田市河辺岩見字萱森留見瀬43番地	戸 井 田 喜 美 雄
(萱 森 生 活 改 善 セ ン タ ー)	職務代理者	秋田市河辺三内字繫沢前田面39番地	二 木 文 隆
秋 田 市 第 38 投 票 区	投票管理者	秋田市河辺三内字曾場台59番地1	高 橋 義 見
(田 尻 公 民 館)	職務代理者	秋田市河辺三内字田尻下野田28番地1	田 口 勝 廣
秋 田 市 第 39 投 票 区	投票管理者	秋田市河辺赤平字境田117番地	佐々木 豊 志
(赤 平 ふ れ あ い 館)	職務代理者	秋田市河辺高岡字山根84番地	佐々木 洋 子
秋 田 市 第 40 投 票 区	投票管理者	秋田市河辺神内字坂ノ下58番地	鶴 田 鉅
(神 内 公 民 館)	職務代理者	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石 澤 盛 一

秋 田 市 第 41 投 票 区 (下 諸 井 児 童 館)	投票管理者	秋田市河辺諸井字山根47番地	長 谷 部 正
	職務代理者	秋田市河辺諸井字上諸井22番地	高 橋 孝 一
秋 田 市 第 42 投 票 区 (三 町 内 会 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺和田字宮崎71番地	石 澤 金 雄
	職務代理者	秋田市河辺大沢字堂ノ下99番地	佐 々 木 義 治
秋 田 市 第 43 投 票 区 (式 田 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺和田字式田82番地 2	石 井 繁 男
	職務代理者	秋田市河辺戸島字本町131番地 2	鈴 木 仁
秋 田 市 第 44 投 票 区 (河 辺 総 合 福 祉 交 流 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市河辺和田字和田122番地	佐 々 木 義 太 郎
	職務代理者	秋田市河辺松測字松測 3 番地	伊 藤 秀 和
秋 田 市 第 45 投 票 区 (黒 沼 多 目 的 共 同 利 用 施 設)	投票管理者	秋田市河辺北野田高野字神田239番地	松 田 和 利
	職務代理者	秋田市河辺松測字川原田22番地 4	大 山 由 紀 子
秋 田 市 第 46 投 票 区 (河 辺 戸 島 ふ る さ と セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市河辺戸島字本町211番地 1	関 一 男
	職務代理者	秋田市河辺戸島字本町59番地	佐 々 木 清 喜
秋 田 市 第 47 投 票 区 (畑 谷 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺畑谷字中村149番地	尾 形 耕 策
	職務代理者	秋田市畑谷字中村15番地	稲 垣 和 春
秋 田 市 第 48 投 票 区 (雄 和 基 幹 集 落 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市雄和向野字牛ノ首47番地 1	浅 野 政 秋
	職務代理者	秋田市雄和向野字前開39番地 2	浅 野 進
秋 田 市 第 49 投 票 区 (神 ケ 村 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和神ヶ村字上開183番地	福 原 昭 夫
	職務代理者	秋田市雄和向野字前開31番地	浅 野 正 樹
秋 田 市 第 50 投 票 区 (萱 ケ 沢 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢35番地	片 桐 登 司 夫
	職務代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢37番地	佐 々 木 俊 郎
秋 田 市 第 51 投 票 区 (中 ノ 沢 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字又三郎沢 4 番地 2	打 矢 文 雄
	職務代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢39番地 1	京 極 進
秋 田 市 第 52 投 票 区 (雄 和 左 手 子 交 流 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市雄和左手子字清水下134番地	嘉 藤 俊 一
	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋310番地	渡 邊 和 文
秋 田 市 第 53 投 票 区 (種 沢 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和種沢字戸草沢168番地 2	加 藤 長 男
	職務代理者	秋田市雄和種沢字山王堂143番地 2	加 藤 志 美 雄
秋 田 市 第 54 投 票 区	投票管理者	秋田市雄和平尾鳥字西野63番地	竹 下 博 英

(平尾島自治会館)	職務代理者	秋田市雄和種沢字宮ノ前134番地	佐藤 勇 悦
秋田市第55投票区	投票管理者	秋田市雄和女米木字猫沢124番地	安藤 一 二
(女米木自治会館)	職務代理者	秋田市雄和碓田字中村6番地	鎌田 久
秋田市第56投票区	投票管理者	秋田市雄和戸賀沢字片田102番地3	佐々木 一 範
(戸賀沢児童館)	職務代理者	秋田市雄和戸賀沢字御江田8番地	珍田 澄 夫
秋田市第57投票区	投票管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地4	金 千代司
(相川コミセン)	職務代理者	秋田市雄和相川字銅屋309番地	伊藤 洋 文
秋田市第58投票区	投票管理者	秋田市雄和相川字高野109番地1	長谷部 久 夫
(高野生活改善センター)	職務代理者	秋田市雄和相川字高野147番地5	皆川 公
秋田市第59投票区	投票管理者	秋田市雄和平沢字袖又11番地内	佐藤 久
(雄和農村環境改善センター)	職務代理者	秋田市雄和相川字高野204番地2	今川 清 宣
秋田市第60投票区	投票管理者	秋田市雄和椿川字鹿野戸121番地	佐藤 盛 徳
(長者やま荘)	職務代理者	秋田市雄和石田字前田44番地	佐藤 善 衛
秋田市第61投票区	投票管理者	秋田市雄和椿川字関田107番地	佐藤 一 雄
(安養寺児童館)	職務代理者	秋田市雄和平沢字袖又11番地内	佐藤 久 一
秋田市第62投票区	投票管理者	秋田市雄和田草川字本田127番地4	藤原 誠 一郎
(本田自治会館)	職務代理者	秋田市雄和田草川字本田120番地	佐藤 勇 一
秋田市第63投票区	投票管理者	秋田市雄和芝野新田字中台110番地	齊藤 忠 男
(芝野自治会館)	職務代理者	秋田市雄和萱ヶ沢字萱ヶ沢51番地	池田 實
秋田市第64投票区	投票管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷103番地	佐藤 常 雄
(下黒瀬自治会館)	職務代理者	秋田市雄和椿川字方福87番地2	黒崎 隆 一

秋市選管告示第95号

平成17年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における投票所を、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、次のとおり定めたので同法第41条第1項の規定により告示する。

平成17年7月3日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

秋市選管告示第96号

平成17年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における開票の事務は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条の規定により、選挙会場において選挙会の事務と併せて行うので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年7月3日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

秋市選管告示第97号

平成17年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙につき、

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により開票事務を併せて行う選挙会の場所および日時を次のように定めたので、同法第78条の規定により告示する。

平成17年 7月 3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

1 開票事務と併せて行う場合における選挙会

- 場所 第1選挙区 秋田市飯島松根東町5番22号
秋田市飯島地区コミュニティセンター
第2選挙区 秋田市太平日長崎字沼田42番地
秋田市太平地域センター
第3選挙区 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市役所分館
第4選挙区 秋田市河辺北野田高屋字上前田面66番地1
秋田市河辺総合福祉交流センター
第5選挙区 秋田市雄和妙法字上大部48番地1
秋田市雄和農村環境改善センター

日時 平成17年 7月10日 午後7時から

2 無投票の場合の選挙会

- 場所 秋田市山王一丁目2番34号 秋田市役所分館大会議室
日時 平成17年 7月11日 午後2時30分から

秋市選管告示第98号

平成17年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における期日前投票所を、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定により、次のとおり定めたので同法第48条の2第3項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

平成17年 7月 3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

Table with 4 columns: 期日前投票所名, 所在地, 設置する期間, 対象者. Rows include 秋田市選挙管理委員会, 秋田市河辺市民センター, 秋田市雄和市民センター.

秋市選管告示第99号

平成17年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第2項の規定において読み替えて準用する同法第37条第2項および農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて準用する同令第25条の規定により告示する。

平成17年 7月 3日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

平成17年 7月10日執行 秋田市農業委員会委員一般選挙
期日前投票管理者・同職務代理者
期日前投票所（秋田市選挙管理委員会）

Table with 3 columns: 月日, 期日前投票管理者 (氏名, 住所), 同職務代理者 (氏名, 住所). Rows for dates 7月4日 to 7月9日.

平成17年 7月10日執行 秋田市農業委員会委員一般選挙
期日前投票管理者・同職務代理者
期日前投票所（河辺市民センター）

Table with 3 columns: 月日, 期日前投票管理者 (氏名, 住所), 同職務代理者 (氏名, 住所). Rows for dates 7月4日 to 7月9日.

平成17年 7月10日執行 秋田市農業委員会委員一般選挙
期日前投票管理者・同職務代理者
期日前投票所（雄和市民センター）

月日	期日前投票管理者	同職務代理者
	氏 名 住 所	氏 名 住 所
7月4日	佐藤盛徳 秋田市雄和椿川字鹿野 戸121番地	加藤秀尚 秋田市雄和新波字本屋 敷170番地
	鈴木静夫 秋田市雄和種沢字山王 堂84番地1	加藤秀尚 秋田市雄和新波字本屋 敷170番地
7月5日	京極幸也 秋田市雄和女米木字猫 沢71番地	佐藤郁子 秋田市雄和平尾鳥字西 野61番地
	長谷部久夫 秋田市雄和相川字高野 109番地1	佐藤郁子 秋田市雄和平尾鳥字西 野61番地
7月6日	金千代司 秋田市雄和相川字銅屋 283番地4	加藤秀尚 秋田市雄和新波字本屋 敷170番地
	皆川文夫 秋田市雄和相川字向田 表118番地9	佐藤郁子 秋田市雄和平尾鳥字西 野61番地

秋市選管告示第100号

平成17年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書きの規定により、投票所を閉じる時刻を次のとおり定めたので告示する。

平成17年 7月 3日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

閉じる時刻 全投票区について午後6時

秋市選管告示第101号

平成17年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における投票管理者を次のように変更選任したので、農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成17年 7月 6日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

第44投票区（河辺総合福祉交流センター）

旧 佐々木 義太郎 秋田市河辺和田字和田122番地
新 鈴木 久雄 秋田市河辺和田字式田77番地

第45投票区（黒沼多目的共同利用施設）

旧 松田 和利 秋田市河辺北野田高野字神田239番地
新 藤島 正則 秋田市河辺北野田高屋字神田181番地

秋市選管告示第102号

平成17年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における期日前投票管理者を次のように変更選任したので、農業委員会

等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて準用する同令第25条の規定により告示する。

平成17年 7月 6日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

河辺市民センター

平成17年 7月 6日

旧 佐々木 義太郎 秋田市河辺和田字和田122番地
新 佐々木 豊志 秋田市河辺赤平字境田117番地

平成17年 7月 9日

旧 佐々木 義太郎 秋田市河辺和田字和田122番地
新 藤島 英治 秋田市河辺北野田高屋字滝沢52番地2

秋市選管告示第103号

平成17年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における投票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更選任したので、農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成17年 7月 9日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

第36投票区（砂子湖公民館）

新 秋田市河辺三内字野崎16番地 田口郁夫
旧 秋田市河辺三内字三内段74番地1 佐藤 意一

第38投票区（田尻公民館）

新 秋田市河辺三内字曾場合152番地2 佐々木 透
旧 秋田市河辺三内字田尻下野田28番地1 田口勝廣

第47投票区（畑谷公民館）

新 秋田市河辺戸島字本町266番地1 岡部友明
旧 秋田市河辺畑谷字中村15番地 稲垣和春

秋市選管告示第104号

平成17年 7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における当選した者の氏名および住所は次のとおりであるので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第2項の規定により告示する。

平成17年 7月11日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 隆 一

第1選挙区

秋田市金足小泉字上前3番地 佐々木 吉秋
秋田市下新城岩城字金光畑350番地 須磨 良郎
秋田市飯島飯田一丁目4番20号 藤田 正義
秋田市上新城中字家ノ後200番地 小林 吉一
秋田市下新城中野字琵琶沼293番地 柏谷 健作

第2選挙区

秋田市外旭川字堂ノ前108番地 加賀屋 金雄
秋田市太平山谷字地主42番地 鈴木 久光
秋田市下北手宝川字大西ヶ沢21番地 川村 一郎
秋田市榎山大元町7番1号 小場 與志雄
秋田市上北手荒巻字前田227番地 鈴木 尚一

第3選挙区

秋田市下浜八田字赤坂35番地 鈴木 勇
 秋田市下浜羽川字古堂69番地の1 大友 隆 俊
 秋田市豊岩小山字狐森52番地 近 藤 隆
 秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下30番地 鈴木 万喜夫
 秋田市仁井田本町六丁目8番68号 熊 谷 清 勝

第4選挙区

秋田市河辺畑谷字中村6番地 稲 垣 靖
 秋田市河辺赤平字中村54番地 菅 原 正 人
 秋田市河辺諸井字大部264番地 田 近 金 一
 秋田市河辺岩見字鶴養6番地 佐 藤 金 正
 秋田市河辺三内字留見瀬野33番地1 石 塚 隆

第5選挙区

秋田市雄和田草川字大沢口15番地1 鈴木 昇
 秋田市雄和新波字樋口25番地 佐々木 了
 秋田市雄和女米木字宝生口184番地 安 藤 悦 朗
 秋田市雄和繫字上田面32番地 齊 藤 善 彦
 秋田市雄和平沢字金沢77番地10 齊 藤 信 勝

農 委 告 示

秋田市農委告示第8号

平成17年7月12日午後2時秋田市正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成17年7月5日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 案件 秋田市河辺大沢字堂ノ下98番地 佐々木治右エ門の現況非農地証明願いに関する件 外18件

秋田市農委告示第9号

農業委員会等に関する法律（昭和26年3月31日法律第88号）第27条の規定により平成16年1月9日から平成16年12月6日までに開催した秋田市農業委員会総会について、その議事録を次のとおり縦覧に供する。

平成17年7月25日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 開催日 第1回 平成16年1月9日
 第2回 平成16年1月30日
 第3回 平成16年2月9日
 第4回 平成16年3月5日
 第5日 平成16年4月9日
 第6日 平成16年5月11日
 第7回 平成16年6月9日
 第8回 平成16年7月9日
 第9回 平成16年8月10日
 第10回 平成16年9月9日
 第11回 平成16年10月8日
 第12回 平成16年11月5日
 第13回 平成16年12月6日
- 2 縦覧期間 平成17年8月1日から
- 3 縦覧場所 農業委員会事務局

秋田市農委告示第10号

平成17年7月21日開催の秋田市農業委員会総会において互選された会長および会長の職務を代理する者の住所および氏名につい

て、秋田市農業委員会規則第2条第2項に基づき告示する。
平成17年7月25日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 会長 秋田市下新城中野字琵琶沼293番地 柏 谷 健 作
- 2 会長の職務を代理する者
 秋田市豊岩小山字狐森52番地 近 藤 隆

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第28号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成17年7月15日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
有限会社 天野管工事店	天野亀美広	男鹿市脇本字稲荷下10番地

- 2 指定期間

平成17年7月15日から平成20年7月14日まで

秋田市上下水道局告示第29号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成17年7月15日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
有限会社 日設工業所	近藤 新助	秋田市添川字境内川原72番地26

- 2 指定期間

平成17年7月15日から平成20年7月14日まで

秋田市上下水道局告示第30号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1項第1号の規定により告示する。

平成17年7月27日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地	指定年月日
宇佐美住設	宇佐美 剛	秋田市下浜羽川字家ノ腰10番地	平成17年7月26日

選挙長告示

選挙長告示第1号

平成17年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所を公職選挙執行規程（昭和34年秋選管告示第2号）第4条の2の規定により次のとおり告示する。

平成17年7月3日

秋田市農業委員会委員一般選挙

- 第1選挙区選挙長 保 坂 安 隆
- 第2選挙区選挙長 佐々木 欽 一
- 第3選挙区選挙長 若 月 壽
- 第4選挙区選挙長 鈴 木 久 雄
- 第5選挙区選挙長 佐 藤 盛 徳

場所 平成17年7月3日 午前8時30分から正午まで
 秋田市山王一丁目3番25号
 秋田市職員研修棟
 平成17年7月3日 正午から午後5時まで
 秋田市山王一丁目2番34号
 秋田市役所分館選挙管理委員会事務局

選挙長告示第2号

平成17年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準

用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条第6項の規定により、次のように定めたので告示する。

平成17年7月3日

秋田市農業委員会委員一般選挙

- 第1選挙区選挙長 保 坂 安 隆
- 第2選挙区選挙長 佐々木 欽 一
- 第3選挙区選挙長 若 月 壽
- 第4選挙区選挙長 鈴 木 久 雄
- 第5選挙区選挙長 佐 藤 盛 徳

- 1 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時 平成17年7月7日 午後5時15分

選挙長告示第3号

平成17年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙につき次のとおり候補者の届出があったので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第11項の規定により告示する。

平成17年7月3日

秋田市農業委員会委員一般選挙

- 第1選挙区選挙長 保 坂 安 隆
- 第2選挙区選挙長 佐々木 欽 一
- 第3選挙区選挙長 若 月 壽
- 第4選挙区選挙長 鈴 木 久 雄
- 第5選挙区選挙長 佐 藤 盛 徳

秋田市農業委員会委員一般選挙候補者

第1選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候補者の氏名		性別	本 籍		生年月日	党派別	職 業
		届 出 の 別			住 所				
1	平成17年 7月3日	佐々木 吉 秋		男	秋田県秋田市金足小泉字上前3番地		昭和21年 10月3日	無所属	農 業
		本人届出			秋田市金足小泉字上前3番地				
2	平成17年 7月3日	須 磨 良 郎		男	秋田県秋田市下新城岩城字金光畑350番地		昭和24年 9月9日	無所属	農 業
		本人届出			秋田市下新城岩城字金光畑350番地				
3	平成17年 7月3日	藤 田 正 義		男	秋田県秋田市飯島飯田一丁目202番地		昭和20年 3月18日	無所属	農 業
		本人届出			秋田市飯島飯田一丁目4番20号				
4	平成17年 7月3日	小 林 吉 一		男	秋田県秋田市上新城中字家ノ後200番地		昭和21年 6月22日	無所属	農 業
		本人届出			秋田市上新城中字家ノ後200番地				
5	平成17年 7月3日	柏 谷 健 作		男	秋田県秋田市下新城野野琵琶沼293番地		昭和18年 5月5日	無所属	農 業
		本人届出			秋田市下新城野野琵琶沼293番地				

秋田市農業委員会委員一般選挙候補者

第2選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候補者の氏名	性別	本 籍	生年月日	党 派 別	職 業
		届 出 の 別		住 所			
1	平成17年 7月3日	か が 賀 屋 か ね 金 雄	男	秋田県秋田市外旭川字堂ノ前108番地	昭和12年 12月20日	無 所 属	農 業
		本人届出		秋田市外旭川字堂ノ前108番地			
2	平成17年 7月3日	す ず 鈴 木 き 久 光	男	秋田県秋田市太平山谷字地主42番地	昭和19年 4月14日	無 所 属	農 業
		本人届出		秋田市太平山谷字地主42番地			
3	平成17年 7月3日	か 川 村 い ち 郎	男	秋田県秋田市下北手宝川字大西ヶ沢21番地	昭和9年 2月25日	無 所 属	農 業
		本人届出		秋田市下北手宝川字大西ヶ沢21番地			
4	平成17年 7月3日	お 小 場 と し 雄 (小 場 與 志 雄)	男	秋田県秋田市榎山大元町21番地	昭和17年 1月8日	無 所 属	農 業
		本人届出		秋田市榎山大元町7番1号			
5	平成17年 7月3日	す ず 鈴 木 し 尚 一	男	秋田県秋田市上北手荒卷字荒卷142番地の1	昭和20年 1月20日	無 所 属	農 業
		本人届出		秋田市上北手荒卷字前田227番地			

秋田市農業委員会委員一般選挙候補者

第3選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候補者の氏名	性別	本 籍	生年月日	党 派 別	職 業
		届 出 の 別		住 所			
1	平成17年 7月3日	す ず 鈴 木 い さ 男	男	秋田県秋田市下浜八田字赤坂35番地	昭和7年 4月24日	日 本 共 産 党	農 業
		本人届出		秋田市下浜八田字赤坂35番地			
2	平成17年 7月3日	お 大 友 た か と し (大 友 隆 俊)	男	秋田県秋田市下浜羽川字古堂69番地の1	昭和24年 9月16日	無 所 属	農 業
		本人届出		秋田市下浜羽川字古堂69番地の1			
3	平成17年 7月3日	こ 近 藤 た か し 隆	男	秋田県秋田市豊岩小山字狐森52番地	昭和9年 7月18日	無 所 属	農 業
		本人届出		秋田市豊岩小山字狐森52番地			
4	平成17年 7月3日	す 鈴 木 ま き お (鈴 木 万 喜 夫)	男	秋田県秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下30番地	昭和24年 2月13日	日 本 共 産 党	農 業
		本人届出		秋田市四ツ小屋小阿地字坂ノ下30番地			
5	平成17年 7月3日	く ま 熊 が 谷 き 清 かつ 勝	男	秋田県秋田市仁井田本町六丁目38番地の1	昭和15年 3月8日	無 所 属	農 業
		本人届出		秋田市仁井田本町六丁目8番68号			

秋田市農業委員会委員一般選挙候補者

第4選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候補者の氏名		性別	本 籍		生年月日	党 派 別	職 業
		届 出 の 別			住 所				
1	平成17年 7月3日	石 塚 隆		男	秋田県秋田市河辺三内字留見瀬野33番地1		昭和15年 3月7日	無所属	農 業
		本人届出			秋田市河辺三内字留見瀬野33番地1				
2	平成17年 7月3日	菅 原 正 人		男	秋田県秋田市河辺赤平字中村54番地		昭和22年 8月9日	無所属	農 業
		本人届出			秋田市河辺赤平字中村54番地				
3	平成17年 7月3日	藤 原 正 俊		男	秋田県秋田市河辺神内字妙見111番地		昭和17年 11月26日	無所属	農 業
		本人届出			秋田市河辺神内字妙見110番地				
4	平成17年 7月3日	稲 垣 靖		男	秋田県秋田市河辺畑谷字中村6番地		昭和34年 1月31日	無所属	農 業
		本人届出			秋田市河辺畑谷字中村6番地				
5	平成17年 7月3日	田 近 金 一		男	秋田県秋田市河辺諸井字大部264番地		昭和21年 10月25日	無所属	農 業
		本人届出			秋田市河辺諸井字大部264番地				
6	平成17年 7月3日	佐 藤 金 正		男	秋田県秋田市河辺岩見字鶴養6番地		昭和18年 10月9日	無所属	農 業
		本人届出			秋田市河辺岩見字鶴養6番地				

秋田市農業委員会委員一般選挙候補者

第5選挙区

受付 番号	届 出 年 月 日	候補者の氏名		性別	本 籍		生年月日	党 派 別	職 業
		届 出 の 別			住 所				
1	平成17年 7月3日	齊 藤 善彦 (齊藤善彦)		男	秋田県秋田市雄和繁字上田面32番地		昭和27年 1月1日	無所属	農 業
		本人届出			秋田市雄和繁字上田面32番地				
2	平成17年 7月3日	安 藤 悦 朗		男	秋田県秋田市雄和女米木字宝生口184番地		昭和24年 6月10日	無所属	農 業
		本人届出			秋田市雄和女米木字宝生口184番地				
3	平成17年 7月3日	鈴 木 昇		男	秋田県秋田市雄和田草川字大沢口15番地1		昭和32年 4月12日	無所属	農 業
		本人届出			秋田市雄和田草川字大沢口15番地1				
4	平成17年 7月3日	齊 藤 信勝 (齊藤信勝)		男	秋田県秋田市雄和平沢字金沢77番地10		昭和27年 12月23日	日 本 共 産 党	会 社 員
		本人届出			秋田市雄和平沢字金沢77番地10				
5	平成17年 7月3日	佐 々 木 さとし (佐々木了)		男	秋田県秋田市雄和新波字竹ノ花43番地の3		昭和20年 1月13日	無所属	農 業
		本人届出			秋田市雄和新波字樋口25番地				

6	平成17年 7月3日	さ かい けいいち (酒 井 慶 一)	男	秋田県秋田市雄和平尾鳥字中村83番地1	昭和31年 5月29日	無 所 属	農 業
		本 人 届 出		秋田市雄和平尾鳥字中村83番地1			

選挙長告示第4号

平成17年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙において届出のあった候補者が5人で選挙すべき委員の定数を超えないため農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により投票を行わない。

平成17年7月3日

秋田市農業委員会委員一般選挙
第1選挙区選挙長 保 坂 安 隆

選挙長告示第4号

平成17年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙において届出のあった候補者が5人で選挙すべき委員の定数を超えないため農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により投票を行わない。

平成17年7月3日

秋田市農業委員会委員一般選挙
第2選挙区選挙長 佐々木 欽 一

選挙長告示第4号

平成17年7月10日執行の秋田市農業委員会委員一般選挙において届出のあった候補者が5人で選挙すべき委員の定数を超えないため農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により投票を行わない。

平成17年7月3日

秋田市農業委員会委員一般選挙
第3選挙区選挙長 若 月 壽

公 告

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成17年7月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は下記のとおりである。

業 務 名	履 行 場 所	期 間	入 札 参 加 要 件
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検 (小学校【1】)	日新小学校、浜田小学校、仁井田小学校、四ツ小屋小学校、上北手小学校、下浜小学校、八田小学校、大住小学校	平成17年7月22日～ 10月7日	①秋田市内に本店、支店、営業所を有する者または秋田市内に個人で事業所を有する者であること。 ②石油ストーブの分解整備および点検業務の実績がある者であること。 ③消防庁の外郭団体である(財)日本石油燃焼器機保守協会が認定する「石油機器技術管理士」の資格を有する者が在籍していること。 ④租税に滞納がないこと。
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検 (小学校【2】)	明德小学校、築山小学校、中通小学校、旭南小学校、牛島小学校、川尻小学校、泉小学校		
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検 (小学校【3】)	旭川小学校、広面小学校、太平小学校、太平小学校木曾石分校、下北手小学校、豊岩小学校、東小学校、桜小学校		
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検 (小学校【4】)	港北小学校、外旭川小学校、飯島小学校、下新城小学校、上新城小学校、金足東小学校、金足西小学校、八橋小学校		

秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検 (小学校【5】)	岩見三内小学校、河辺小学校、戸島小学校、川添小学校、種平小学校、戸米川小学校、大正寺小学校
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検 (中学校【1】)	土崎中学校、外旭川中学校、秋田北中学校、上新城中学校、泉中学校、將軍野中学校
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検 (中学校【2】)	秋田西中学校、豊岩中学校、下浜中学校、勝平中学校、城南中学校、御野場中学校、岩見三内中学校、雄和中学校
秋田市立小・中学校石油ストーブ分解整備および点検 (中学校【3】)	秋田東中学校、秋田南中学校、下北手中学校、城東中学校

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- イ 本市の指名停止期間中の者でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成17年7月21日(木) 午前9時30分
 入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
 秋田市教育委員会「教育委員会室」
 入札保証金 免除
 契約日 平成17年7月22日(金)
 注意事項 (1) 秋田市財務規則及び入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成17年7月12日(火)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
 - イ 営業経歴書(様式2(省略))
 - ウ 石油ストーブ分解整備および点検業務実績調書(様式3(省略))
 - エ 納税証明書
 - ・消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その3)』の発行を受けること。)
 - ・秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)
 - ・秋田市に納めた固定資産税
- ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの。固定資

産税・個人市民税は、平成16年度のもの
 ※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税登記簿謄本口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可

※個人営業の方で、個人市民税が非課税の場合は非課税証明書

- オ 住民票(法人にあつては登記簿謄本)
- カ 「石油機器技術管理士」の資格証の写し

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。なお、入札に付する業務のうち、2つ以上の業務に応募する場合、イからカの申込書等は、各1部でよいものとする。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成17年7月1日(金)から平成17年7月12日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市教育委員会総務課 経理担当
- ウ 申込用紙 秋田市教育委員会総務課または秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成17年7月14日(木)午後に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成17年7月1日(金)から平成17年7月12日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル3階

秋田市教育委員会総務課経理担当

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市教育委員会総務課経理担当
電話 018-866-2242

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成17年7月4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画事業の種類および名称
秋田都市計画道路事業 3・5・36号 外旭川新川線
- 2 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市建設部道路建設課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成17年7月4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画事業の種類および名称
秋田都市計画道路事業 3・4・31号 明田外旭川線
- 2 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市建設部道路建設課

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の施行について認可したので、同法第9条第3項の規定に基づき、公告する。

平成17年7月4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 土地区画整理事業の名称
御所野ニュータウン第十九地区土地区画整理事業
- 2 施行地区
秋田市四ツ小屋末戸松本字地藏田の一部
- 3 事務所の所在地
秋田市山王六丁目9番25号
- 4 施行認可の年月日
平成17年7月4日
- 5 施行者の名称及び住所
独立行政法人都市再生機構
秋田都市開発事務所長 福 澤 進
秋田市山王六丁目9番25号
- 6 事業施行期間
平成17年7月4日から平成18年3月31日まで
- 7 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 8 公告の方法
独立行政法人都市再生機構秋田都市開発事務所の掲示板及び秋田市役所の掲示板に掲示する

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成17年7月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
ア 氏 名 三光不動産株式会社
代表取締役 梶 原 守 人
イ 住 所 秋田県大仙市大曲黒瀬町1番15-3号
 - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ア 名 称 ジェイマルエー旭南店
イ 所 在 地 秋田県秋田市旭南一丁目163番1 外
 - (3) 小売業を行う主な者の氏名及び住所
ア 氏 名 株式会社マルエーうちや
代表取締役 打 矢 賢 治
イ 住 所 秋田県秋田市仁井田本町四丁目1番36号
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成18年3月1日(休)
 - (5) 店舗面積の合計 1,514㎡
 - (6) 駐車場の収容台数 101台
 - (7) 駐輪場の収容台数 88台
 - (8) 荷さばき施設の面積 108㎡
 - (9) 廃棄物等の保管施設の容量 74.7㎡
 - (10) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
ア 開店時刻 午前9時00分
イ 閉店時刻 午後12時00分
 - (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時45分～翌午前0時15分
 - (12) 駐車場の自動車の出入口の数 2箇所
 - (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分～午後6時00分
- 2 届出年月日 平成17年6月30日(休)
 - 3 関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
(2) 期 間 平成17年7月5日(休)～平成17年11月7日(月)
 - 4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課
 - 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
(1) 意見を述べる者の氏名及び住所
(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

社団法人全国市有物件災害共済会の平成16年度事業経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成17年7月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 平成16年度末現在会員数 668市
- 2 建物総合損害共済

受託市数	666市
共済責任額	50,286,695,127,000円
分担金収入	5,968,248,270円
支払共済金	3,115,501,194円
3 自動車損害共済	
受託市数	651市
分担金収入	2,397,560,407円
支払共済金	1,883,143,711円
4 正味財産の増減	
増加	
実質収納分担金収入等共済事業収入	8,394,498,669円
利子収入等	383,685,986円
会館収益金繰入	1,077,738,649円
その他	26,032,114円
計	9,881,955,418円
減少	
災害共済金等共済事業費	5,286,077,702円
共済事業外経費および管理費等	2,024,973,150円
減価償却額および繰入額等	4,714,001,685円
計	12,025,052,537円
当期正味財産減少額	2,143,097,119円
5 平成16年度末現在の共済基金	
共済基金の前年度繰越額	61,889,029,726円
平成16年度減少額	2,143,097,119円
平成16年度末現在共済基金	59,745,932,607円

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成17年7月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
 - ア 大和工商リース株式会社
 - (ア) 氏 名 大和工商リース株式会社
 - 代表取締役社長 梶 本 六 夫
 - (イ) 住 所 大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号
 - イ マックスバリュ東北株式会社
 - (ア) 氏 名 マックスバリュ東北株式会社
 - 代表取締役社長 反 田 悦 生
 - (イ) 住 所 秋田県秋田市土崎港北1丁目6番25号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ア 名 称 マックスバリュ港北店
 - イ 所 在 地 秋田県秋田市土崎港北7丁目161番2外33筆
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	小売業者	代表者の氏名並びに住所
1	マックスバリュ 東北株式会社	代表取締役 反田 悦生 秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号
2	合 名 会 社 佐 藤 商 店	代表社員 佐藤 英治 秋田県北秋田市大町4番8号
3	株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 樹 北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号

※ 変更前は1、2のみ

イ 店舗面積の合計 3,006.50㎡（変更前 2,277.83㎡）

ウ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 140台（変更前 135台）

(イ) 駐輪場の収容台数 153台（変更前 115台）

(ウ) 荷さばき施設の面積 128㎡（変更前 110㎡）

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量
57.06㎡（変更前 46.26㎡）

エ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時00分～午後9時00分（株式会社ツルハ）

※マックスバリュ東北株式会社、合名会社佐藤商店は、変更前・変更後ともに24時間営業

(4) 変更年月日 平成18年3月5日(日)

(5) 変更の理由

マックスバリュ棟北側の非物販店（レンタルビデオ店）を物販店（ドラッグストア）に変更することに伴い、マックスバリュ港北店の店舗面積の合計を増加させるため。

2 届出年月日 平成17年7月4日(月)

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課

(2) 縦覧期間 平成17年7月6日(水)～平成17年11月7日(月)

4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成17年7月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
 - ア 氏 名 イオンモール株式会社
 - 代表取締役 川 戸 義 晴
 - イ 住 所 千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ア 名 称 イオン秋田ショッピングセンター
 イ 所 在 地 秋田県秋田市御所野地蔵田一丁目1番地1
- (3) 変更しようとする事項
 ア 荷さばき施設の位置及び面積（位置の変更）
 1,046.95㎡（変更前 1,046.95㎡）
- (4) 変更年月日 平成17年7月15日(金)
- (5) 変更の理由
 「荷さばき施設A」は、ショッピングセンター開店時に使用して以来殆ど作業することが無い状況であった。現在（変更前）は、週一回程度、店舗内の運送の安全性を理由に酒類のような重量のある荷物のみ「荷さばき施設A」より荷さばきを行っていたが、その唯一利用していた店舗も5月12日にて退店したため、「荷さばき施設A」を「荷さばき施設C」に移設することとした。
- 2 届出年月日 平成17年7月5日(火)
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
 (1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
 (2) 縦覧期間 平成17年7月6日(水)～平成17年11月7日(月)
- 4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
 (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により行う麻疹・日本脳炎の予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、予防接種法施行令第4条第1項の規定に基づき公告する。

平成17年7月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

別表

協力する医師	予防接種を行う主たる場所
田 村 啓 成	大館市比内町扇田字本道端7番地1 大館市立扇田病院
島 田 俊 亮	
成 田 鮎 子	
平 井 大 士	

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の施行について認可したので、同法第9条第3項の規定に基づき、公告する。

平成17年7月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 土地区画整理事業の名称
御所野ニュータウン北第一地区土地区画整理事業
- 2 施行地区
秋田市上北手猿田字堤ノ沢、上北手古野字台及び御所野字荒久利の各一部
- 3 事務所の所在地
秋田市山王六丁目9番25号
- 4 施行認可の年月日
平成17年7月8日
- 5 施行者の名称及び住所
独立行政法人都市再生機構
秋田都市開発事務所長 福 澤 進
秋田市山王六丁目9番25号
- 6 事業施行期間
平成17年7月8日から平成19年3月31日まで
- 7 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 8 公告の方法
独立行政法人都市再生機構秋田都市開発事務所の掲示板及び秋田市役所の掲示板に掲示する

秋田市公告

公 売 公 告

地方税法がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条の規定により下記のとおり公告する。

平成17年7月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

公 売 の 日 時	平成17年7月26日午後1時00分	公 売 の 場 所	秋田市役所正庁（市庁舎2階）
公 売 の 方 法	入札（別紙（省略）に記載する売却区分ごとに売却する。）	再 度 入 札	入札がないとき又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を行う場合があります。
公 売 開 始 の 日 時 および締切の日時	平成17年7月26日午後1時10分から午後1時20分まで		
開 札 の 日 時	平成17年7月26日午後1時20分	開 札 の 場 所	秋田市役所正庁（市庁舎2階）
売 却 決 定 の 日 時	平成17年7月26日午後1時30分	売 却 決 定 場 所	秋田市財政部納税課
公 売 保 証 金	公売公告別紙1（省略）のとおり		
買 受 代 金 納 付 の 期 限	平成17年7月26日午後1時30分		

権利移転の時期	買受代金の全額を納付した時です。ただし、所有権の移転について登録、許可、承認を必要とする場合があります。
危険負担移転の時期	買受代金の全額を納付した時です。
権利移転に伴う費用	公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。
公売財産上の質権者、 抵当権者等の権利の 内容の申し出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受ける権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。
買受人の資格 その他の要件	
公売財産の表示	公売公告別紙1（省略）のとおり
消費税の取扱い	公売財産に対する消費税の取扱いについては、公売公告別紙2（省略）のとおり

秋田市公告

公 売 公 告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条の規定により差押

財産を公売することを公告する。

平成17年7月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

公 売 の 日 時	公売開始の日時	平成17年7月26日 午後1時00分
	公売締切の日時	平成17年7月26日 午後1時20分
公 売 の 場 所	秋田市役所正庁	
公 売 の 方 法	入札（公売公告別紙1（省略）に記載する売却区分ごとに売却する。）	
開 札 の 日 時	平成17年7月26日 午後1時20分	
開 札 の 場 所	秋田市役所正庁	
売 却 決 定 の 日 時	平成17年7月26日 午後1時30分	
売 却 決 定 の 場 所	秋田市市民生活部国保年金課	
公 売 保 証 金	公売公告別紙1（省略）のとおり	
買受代金の納付の期限	平成17年7月26日 午後1時30分	
買受人の資格その他の要件		
公売財産上の質権者、 抵当権者等の権利の内容の申出	公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。	
公 売 財 産 の 表 示	公売公告別紙1（省略）のとおり	
権利移転の時期	買受代金の全額を納付した時。ただし、所有権の移転について登録、許可または承認を必要とする場合があります。	
危険負担移転の時期	買受代金の全額を納付した時。	
権利移転に伴う費用	公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。	
消費税の取扱い	公売公告別紙2（省略）のとおり	
そ の 他 の 事 項		
注 意	1 入札がないとき又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札を行う場合があります。 2 次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。	

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成17年7月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業委託務は下記のとおりである。

委託番号・委託名	調査対象	委託期間	入札参加要件
男女共生・次世代育成支援室 第1号男女共生・少子化に関する市民生活調査業務委託	市内3,500人	平成17年 8月 8日～ 同年10月31日	次の①から③の要件を満たすこと ①過去10年間に、国および地方公共団体の委託を受け、住民を対象とした調査、集計、解析業務の実績を有すること ②秋田市内に本社・支店・営業所等を有する者 ③租税に滞納がないこと

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- イ 本市の指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成17年 8月 5日(金) 午後1時15分

入札の場所 秋田市山王一丁目1番1号
議会棟 第2委員会室

入札保証金 免除

契約日 平成17年 8月 8日(月)

- 注意事項 (1) 秋田市財務規則及び入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成17年 7月25日(月)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略))
 - イ 営業経歴書(様式2(省略))
 - ウ 納税証明書
 - ・消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その3)』の発行を受けること。)
 - ・秋田市に納めた法人市民税(個人営業の方は個人市民税)
 - ・秋田市に納めた固定資産税(申請日が属する月において、納付期限が到来している期の方までの直近4期分の証明書)
- ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
※納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは、固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも結構
- エ 住民票(法人にあっては登記簿謄本)

- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成17年 7月15日(金)から平成17年 7月25日(月)までの土曜日および日曜日ならびに祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市男女共生・次世代育成支援室
- ウ 申請用紙 秋田市男女共生・次世代育成支援室又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成17年 7月29日(金)午後後に発送する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成17年 7月15日(金)から平成17年 7月25日(月)までの土曜日および日曜日ならびに祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市男女共生・次世代育成支援室
住所 秋田市山王一丁目1番1号

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市男女共生・次世代育成支援室
電話 018-866-2141

秋田市公告

秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業の事業計画(第3回変更)を定めたので、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第13項において準用する同条第9項の規定により、次の事項を公告する。

平成17年 7月15日

秋田市長 佐竹敬久
記

- 1 土地区画整理事業の名称
秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
秋田市
- 3 施行地区
秋田市手形字山崎、同手形字西谷地、同東通仲町、同榎山字長沼、同中通七丁目の各一部
- 4 事業施行期間

平成7年11月1日から平成23年3月31日（清算期間5箇年を含む。）まで

- 5 事務所の所在地
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所
- 6 事業計画の決定の年月日
平成7年11月1日
- 7 事業計画の変更の年月日
平成17年7月15日

秋田市公告

秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業の事業計画（第3回変更）において定める施行地区および設計の概要を表示する図書の写しを土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第10項の規定により公衆の縦覧に供するので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第1条の2の規定により、次の事項を公告する。

平成17年7月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久
記

- 1 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所まちづくり整備室内
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成17年度第4号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成17年7月19日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧場所 秋田市農林部農林総務課
- 2 縦覧期間 平成17年7月20日から
平成17年8月8日まで
ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

秋田市が東日本旅客鉄道株式会社各駅に設置している自転車等駐車場のうち、別紙に記載の自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成17年7月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
- | | |
|---------------------|-----|
| 追分駅前自転車等駐車場 | 33台 |
| 上飯島駅前自転車等駐車場 | 12台 |
| 土崎駅前自転車等駐車場 | 9台 |
| 土崎図書館前自転車等駐車場 | 26台 |
| 土崎駅東 We ロード下自転車等駐車場 | 64台 |
| 下浜駅前自転車等駐車場 | 2台 |
| 新屋駅前自転車等駐車場 | 31台 |
| 四ッ小屋駅前自転車等駐車場 | 5台 |
| 牛島駅東自転車等駐車場 | 11台 |
| 牛島駅西自転車等駐車場 | 11台 |

- (2) 撤去し、保管した年月日
平成17年7月14日から同年7月15日まで
- (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市中通七丁目1番3号
(秋田駅東自転車等駐車場内)
秋田市自転車等保管所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成17年8月5日から平成18年2月5日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについては、廃棄物又は不要物として処分する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市民生活部生活課 電話 866-2035

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成17年7月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
 - ア 氏 名 有限会社檜岡 代表取締役 檜 岡 善一郎
 - イ 住 所 秋田県秋田市川尻上野町6番57号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

- ア 名 称 マックスバリュ山王店
- イ 所 在 地 秋田県秋田市川尻大川町8番25号

(3) 変更しようとする事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 開店時刻 午前9時00分（変更前 午前9時00分）

イ 閉店時刻 午前0時00分（変更前 午後10時00分）

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午前0時30分

（変更前 午前8時30分～午後10時30分）

(4) 変更年月日 平成17年7月29日(金)

2 届出年月日 平成17年7月22日(金)

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課

- (2) 期 間 平成17年7月25日(月)～平成17年11月25日(金)

4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

見 積 価 額 公 告

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第99条の規定により、平成17年7月14日付け秋田市公告に係る公売財産の見積価額を公告する。

平成17年7月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久
(以 下 略)

秋田市公告

見 積 価 額 公 告

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	物 件 名	納 品 場 所	納 入 期 限
第17号	超純水製造装置購入	秋田市上下水道局 水質管理センター機器分析室内	契約日から60日間 (平成17年9月26日)

- (2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

次のすべてを満たすこと

- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 秋田市の指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成17年7月26日(火) 午前9時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14-8
秋田市上下水道局

入札保証金 免除

契 約 日 平成17年7月28日(木)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成17年7月15日(金)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第99条の規定により、平成17年7月14日付け秋田市公告にかかる公売財産の見積価額を公告する。

平成17年7月25日

秋田市長 佐 竹 敬 久
(以 下 略)

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成17年7月7日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- (2) 申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成17年7月7日(木)から平成17年7月15日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書・入札書・委任状等

秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成17年7月21日(木)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成17年7月7日(木)から平成17年7月25日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。

6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書は、返却しない。

- (3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成17年 7月29日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番 号	物 件 名	納 品 場 所	納 入 期 限
第18号	遠心分離機購入	秋田市上下水道局 水質管理センター機器分析室内	契約日から45日間 (平成17年 9月30日)

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

次のすべてを満たすこと

- ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 秋田市の指名停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成17年 8月12日(金) 午前9時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14-8
秋田市上下水道局

入札保証金 免除

契 約 日 平成17年 8月18日(木)

- 注 意 事 項
- (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
 - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申し込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成17年 8月5日(金)までに、公募型指名競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)を提出すること。
- (2) 申込書の提出
申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書の受付
申込書は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成17年 7月29日(金)から平成17年 8月5日(金)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
ウ 申込書・入札書・委任状等
秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。
上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成17年 8月9日(火)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は平成17年 7月29日(金)から平成17年 8月11日(木)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。

6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434